

官報

号外

昭和六十年十一月十二日

○第百三回 衆議院会議録 第四号

昭和六十年十一月十二日(火曜日)

議事日程 第四号

昭和六十年十一月十二日

午後二時開議

第一 住宅金融公庫法及び北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 住宅金融公庫法及び北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時八分開議

○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

日程第一 住宅金融公庫法及び北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第一、住宅金融公庫法及び北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長保岡興治君。

住宅金融公庫法及び北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

〔保岡興治君登壇〕

○保岡興治君 ただいま議題となりました住宅金融公庫法及び北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、国民の良質な住宅の取得の促進と良好

な居住環境の確保を図るとともに、内需の拡大のための緊急かつ限定的措置として、住宅金融公庫の貸し付けについて、この法律の施行の日から昭和六十一年度末までの期間に限り、みずから居住するため住宅を必要とする者に對し、通常の貸付金に加えて政令で定める金額の割増し貸し付けを行うこととし、割増し貸し付け分の利率は、政令で定めることとしております。

本案は、去る十一月七日日本委員会に付託され、翌八日木部建設大臣から提案理由の説明を聴取、質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

なお、本案に對しましては、宅地供給の円滑化等三項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

明

○議長(坂田道太君) この際、内閣提出、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。国

務大臣後藤田正晴君。

〔國務大臣後藤田正晴君登壇〕

○國務大臣(後藤田正晴君) 許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

政府は、民間における事業活動等に対する公的規制を緩和することを当面の重要課題の一つとして位置づけ、民間活力の発揮、推進に資するため、経済的目的から行われている規制についてはこれを必要最小限のものにとどめ、社会的目的から行われている規制については、その公共性を配慮しながら、できるだけ合理的なものとするとの基本的視念に立脚しつつ、その推進に取り組んでいるところであります。

その一環として、去る九月二十四日の閣議決定「当面の行政改革の具体化方策について」において、臨時行政改革推進審議会の答申で指摘された各分野にわたる規制緩和事項について、個別にその措置方針を決定しております。

今回は、これらのうち、所要の法律案を今国会に提出することとされた事項を取りまとめ、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明します。

第一に、規制制定の当初に比し、規制対象をめぐる社会経済環境が著しく変化をしているものにつきましましては、規制を継続する必要性が認められないものはこれを廃止し、現行の規制の必要性が乏しくなったものはその規制の手段を緩和する等、合理化を図ることとしております。

第二に、規制制定の当初に比し、民間能力が向上しているものにつきましては、国が直接実施し

昭和六十年十一月十二日 衆議院會議録第四号

ている定型的事務であつて民間で代行可能なものはこれを代行させることとし、規制対象者の能力が向上しているものは規制の態様、範囲を緩和する等、合理化を図ることとしております。

第三に、規制制定の当初に比し、技術革新が著しく進展しているものにつきましては、規制の範囲を緩和し、または規制方式を変更する等、合理化を図ることとしております。

この法律案は、以上のとおり、時代の変化等に伴つて不要ないし過剰あるいは不合理となつてゐる規制を是正することによつて、民間活動に対する制約を除去し、あわせて、国際的に遜色のない開放性を有する市場の実現に資する観点から、公的規制の整理合理化を行うため、八省、二十六法律、四十二事項にわたる改正を取りまとめたものであります。

なお、これらの改正は、一部を除いて公布の日から施行することとしております。

以上が、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(坂田道太君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。深谷隆司君。

〔深谷隆司君登壇〕

○深谷隆司君 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表いたしまして、ただいま提案されました

規制緩和法案の趣旨説明につきまして、総理並びに関係大臣に対しまして御質問をいたしたいと存じます。

私は、かねてより、行政改革の推進に不退転の決意で臨むとの総理の御発言に大きな期待を抱いてまいった一人であります。実際、総理御就任後、極めて困難と言われた電電公社、専売公社を民営化し、また、戦後ふえ続けた行政組織を整理統合し、例えば総務庁の誕生を見るなど、着実にその実績を重ねてこられました。こうした総理の今日までの歩みに深い敬意を表するものであります。

我が国も、戦後四十年を経過し、その間、先輩諸先生方及び国民の皆様方の御努力によりまして、世界に比類なき繁栄を生み出し、いよいよ成熟社会を迎えるに至りました。しかし、成熟社会ではややもすれば、対外的には受け身の姿勢に立ち、国内的には技術革新や経済発展への意欲が減退し、社会の活力が失われていくおそれもあります。二十一世紀に向けて豊かで活力ある社会を実現し、これを子孫に引き継ぐことは我々の義務であります。そのためには、今後とも一層行政改革を進め、時代の変化に対応していく必要があると考えます。行政改革は、従来、行政の簡素化あるいは合理化ということに主眼を置いてまいりましたが、これはこれで大変重要なことであると思ひますが、臨時行政調査会の設置以来、行政の目指すべき目標を、活力ある福祉社会を建設し、国際社会に対し積極的に貢献していくこととしており、行政改革もこのような方向に沿って進められていくことが大切であると思ひます。

行政改革の推進につきましては、現在、本院で

共済年金法案を審議中であります。また、通常国会には国鉄の改革という大問題が残されております。そのほか、内閣機能強化の問題、地方行政推進の問題等、今後実施すべきことが山積してあります。そこで、まず総理に、行政改革全体を今後どのように進めていかれるおつもりか、伺つておきたいと思ひます。

次に、ただいま審議に付されました規制緩和法案も、このような行政改革の一環として位置づけられると思ひますが、何のために、なぜ今規制緩和に取り組むのか、政府の姿勢を国民に明らかにしていただきたいと思ひます。これは、本法案を取りまとめられた総務庁長官にお伺ひしたいと存じます。

また、規制緩和法案には、対外経済摩擦解消のために総理が直接督励して取りまとめられたアクションプログラム関係の事項も盛り込まれております。私も、日本国民の一人といたしまして、諸外国から日本がアンフェアであると言われることには、我慢ならないのであります。したがひまして、このようなものがあれば、徹底的に見直しを行つて是正しなければなりません。ただ、諸外国におきましてもそれぞれ国民感情というものがあつて、我が国が市場開放に向けて最大限の努力をしても、なおなかなか理解が得られないという面もございます。

国民の目からしますと、時には諸外国の要請には際限がないように見えますが、このアクションプログラムを着実に実施していけば、諸外国からの批判はなくなるとお考えになつておられるのか、また、対外不均衡は正のためには内需拡大が必要であると考えられますが、このための施策を

どのように進めていかれるおつもりか、これらの点について総理の御見解を伺つておきたいと思ひます。さらに、若干個別の問題になりますが、例えば輸入制限問題、とりわけ皮革、革靴に係る輸入制限の問題につきましては、政府はガットの場で適切に対処するとの基本方針であると承知しておりますが、国内の中小企業への配慮を含め、どのような対処方針で臨まれるのか、この際、あわせて伺つておきたいと思ひます。

また、アクションプログラムの基本原則の一つは、消費者の自由な選択と責任であると言われております。私も基本的には、国民の自主性、自律性にゆだねていくことが、今後の我が国において民間活力を発揮し、推進していく上で基本であると考えているわけであります。しかし、昨今の航空機の事故、あるいは不適正な食品の流通など、国民の企業に対する不信感にはかなり根強いものがあり、性急な制度改正は、国民に不安を抱かせることになるのではないかと考えるものであります。

先般の総理の所信表明演説においても、国民の生活における安心、安全の確保こそ政府の責任であり、政治の原点であるとありました。私も全く同感であります。今回のアクションプログラムの中にも、例えば自己認証制の導入が主要施策の一つとして挙げられておりますが、総理は国民の安全の確保ということをどのように考えておられるのか、お聞かせ願ひたいと存じます。

総理、あなたが御就任当初の国民の支持率を御記憶でありましようか。私は、当時、総務副長官を務めておりましたが、比較的低い支持率に心を痛めたときもございました。自來三年、今や国民

の支持率は、六〇%を超えるという圧倒的な高いものになっております。これは、総理が国民の期待にこたえ、国の内外を問わず、積極果敢な政治を断行してこられたゆえであると考へます。国民は、総理の主張する「戦後政治の総決算を支持し、引き続き総理の御活躍を期待している」であります。

幾多の困難もありましようが、その困難を避けて通ることなく、二十一世紀の日本建設のために一層の御努力を続けられることを期待をいたし、私の質問を終えたいと思ひます。(拍手)

〔内閣総理大臣(中曾根康弘君) 深谷議員にお答えをいたします。〕

まず、行政改革の今後の進め方でございますが、政府は、臨調答申を受けまして、累次にわたる行革大綱を決定して、計画的かつ着実に進捗させてきたつもりでございます。これまで行政機構の整理合理化、国家公務員数の縮減、電電、専売、両公社の民営化、医療保険制度の改正、厚生年金等の制度の改革、地方に対する国の関与等の整理合理化など、着実に実行したつもりでございます。しかし、御指摘のように、共済年金制度の改正、危機的状況にあります国鉄の再建、あるいは地方行革の推進、臨時行政改革推進審議会から御提言のあった内閣機能の充実など、今後の課題は多く、これから行革の正念場であると心得ております。

政府といたしましては、当面、国会に御審議をお願いしております共済年金制度改正法案の成立を期するとともに、臨時行革推進審議会答申及び日本国有鉄道再建監理委員会意見について、既

に閣議決定を行った具体化のための方針に基づき、次期通常国会に所要の法律案を提出するなど、改革の推進を図っていくつもりであります。また、本年一月に策定した地方行革大綱に沿って、地方公共団体の行政改革が推進されるよう、政府としてもその積極的な推進を図ってまいります。行政改革は内閣の最重要課題でありまして、不退転の決意で取り組んでまいりますつもりであります。(拍手)

アクションプログラムの問題でございますが、各国とも基本的には評価しつつも、今後の実施状況を見守るという態度でございます。政府としては、このアクションプログラムに盛り込まれた各項目を誠実に、着実に実行してまいりますつもりであります。関税引き下げの繰り上げ実施、あるいは今回法律として御審議願っております基準・認証の改革、あるいは輸入の増大、内需の振興、これらの問題につきましては、今後とも着実に実行してまいります。

なお、総じて日本の社会経済体質というものは、輸出に非常に向いておるようになってきております。そのために毎年毎年大きな輸出超過を累積しておるわけでございますが、このような状況が長続きすると、各国からさらに熾烈な批判が日本に沸いてくる危険性もございします。政府といたしましては、やはりある程度の適正外貨量というものは、日本に必要でございます。これは、輸出入を行い、外国に経済協力を行う、あるいはインベントリーの資金も必要でございます。そういう意味におきまして、適正外貨量は常に必要であります。適正を超える部分については、外国から批判を受けるという点がございします。

そういう意味におきまして、この輸出輸入のバランスを今後いかに図っていくかということが、長期的に見た我々の大きな課題でございます。そういう点から、日本の社会経済体質あるいは貿易構造等を見直し、あるいは、国際的な通貨制度につきましても、これを適切に調節するために、国際協力をいかにするかという問題も出てきておるわけでございます。これらの問題につきましましては、みずから改革すべきところは改革すると同時に、関係各国とも緊密な話し合いを続けていきたいと思っております。

次に、皮革と革靴の問題でございますが、我が国の皮革及び革靴産業については、中小零細性が高い上に、国際競争力に乏しく、また不況に呻吟している等、厳しい状況にあることは認識しております。しかし、外国から常にガット違反の批判を受けてきておるわけでございます。そこで、皮革及び革靴の輸入数量制限については、ガットの場において適切に対処するの方針に基づき、輸入数量制限にかえて関税上の措置へ移行すべく、引き続きガットの場における関税交渉に全力を尽くしてまいります所存でございます。我が国の国益を守りつつ、しかも国際協調の場を見出すように努力してまいりたいと思っております。

次に、基準・認証制度の改善の問題でございますが、今回のアクションプログラムにおきましては、原則自由、例外制限、すなわち、政府の関与をできるだけ少なくするという観点から既存の制度を総点検したところでございますが、もちろん、国民の生命や衛生に関するものにつきましては例外として取り扱われているところであり、これらに係る改善措置を具体的に決定するに当たり

ましては、いやくもこれにより国民の生命と健康に支障が生ずることがないように、十分配慮してまいりますつもりでございます。自己認証制をどのような分野について導入するか検討する過程におきましても、当然のことながら、消費者の安全を損なうことのないように配慮してまいります。

なお、最後に御言及になりました国民の御支持、御鞭撻に対しましては、心から感謝申し上げます。精いっぱい努力することをお誓いする次第であります。(拍手)

〔国務大臣(後藤田正晴君) 深谷議員の御質疑にお答えを申し上げます。〕

何のために、なぜ今規制緩和にこういった法律案で取り組むのか、こういう御質疑でございますが、御承知のように、先般の本院における総理の所信表明にもございましたとおり、経済社会の活性化と対外経済摩擦の克服は、政府の今日的な最も重要な政策課題であると心得ておるわけでございます。その実現のために、諸般の施策を早急に実施をしていく必要があると思ひます。公的規制の緩和もこういった一環をなすものでございまして、行革審の答申を受けまして、政府としては、時代の変化等に伴って不要あるいは過剰あるいは不合理となっているものについて、その是正に積極的に取り組んでいくつもりでございます。

経済の活性化と市場の開放、内需拡大に、したがって、我々としては最大限の努力を傾けていきたい、かように考えておるわけでございますが、そういった観点から、今回の改正案での公的規制の緩和の問題は、その重要性和緊急性にかんがみ、いま一点は、行革審の御答申の中にも政府に

昭和六十年十一月十二日 衆議院會議録第四号

対して速やかな実施を要請をせられておる、こういったようなことを考えまして、当面措置し得る事項を一括をして法律案として取りまとめ御審議を仰ぎたい、かように考えて御提案を申し上げた次第でございます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 小川仁一君。

〔小川仁一君登壇〕

○小川仁一君 私は、日本社会党・護憲共同を代表し、ただいま議題となりました許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案につきまして質問いたします。

議題となっております法律案は、二十六本の法案を一括まとめたものであり、うち、二十二本は行革審答申関係、一本は重複しておりますが、五本はアクションプログラム関係となっております。法案を提出するに至る経過も異なるものであります。行革審の関係は総務庁長官、アクションプログラムの関係は特命事項担当大臣が担当であり、各法律の所管省も八省に分かれております。このように多岐にわたる法案を一括としたのは、法案の国会通過を容易にしようとするためとしか考えられません。(拍手)

しかも政府は、行革関連の規制緩和について、さきに閣議決定した規制緩和事項二百五十八項目のうち、十四項目について、すでに告示、通達等をもって措置済みと聞いております。私は、これは国会審議権の侵害、常任委員会制度の無視であると考えます。総理を除き、八省の所管に分かれているこの法案に対し、この本会議質問においてもすべての大臣の答弁は期待できませんし、内閣委員会で具体的に審議するに際しても、総理

を筆頭に十人の大臣がそろって委員会に出席し、実質的な審議を保障することはできないのであります。

例えば、地代家賃統制令の一つを取りまして、昭和三十五年、三十六年は政府提案で廃案、三十七年、三十八年は議員提案で廃案と、都合四回も廃案になっております。統制令に頼ってしか住宅を確保できない弱い立場の人たちを切り捨てようとは、政治の基本に背くものと言わなければなりません。この法案は、政府の住宅政策の一環であり、実務的なものを伴うものであります。同時に、以上の経過的な事実を含んでおりますので、一括法にはなじみません。単独法として当該委員会に提出するのが筋と考えられます。(拍手)

これらのことは、国権の最高府としての国会の今後の位置づけ、国民と国会の信頼関係の問題であります。具体的な総理及び担当大臣の答弁を求めます。また、私は、今後かかる一括法案の形をもってする法案提出は行方不明でないと考えますが、総理の御所見を伺います。さらに、法案審議中に閣議決定に基づく政省令、通達等の改廃については自衛を要求しますが、お約束いただけるかどうかをお答えいただきたいと思ひます。

第二に、私は、政府の行政運営についてお伺ひいたします。

最近、政府においては、私的諮問機関という安易な機関をつくり、その答申、報告に沿って行政を行う風潮が出ていますが、まことに遺憾なことであり、法律に定められた審議会、答申の活用についても、政府の好むところはこれを取り、好まぬところは黙殺しているかに見受けられま

す。靖国神社の公式参拝問題は、私的諮問機関悪用の象徴とも言えるものであります。行革審のごとく何にでも首を突っ込んでひっかき回すという現状、そして政府があたかもこれを国民世論のごとく装い、施策を進めようというのは、正常ではありません。社会保障の問題は社会保障制度審議会が、地方自治の問題は地方制度調査会が調査、議論をする。立法化が必要なものは、まず国会において議論を尽くし、政府はそれに基づいて行政運営を行うという本来の筋道に戻るべきものと考えます。総理は、私的諮問機関、法律で定めるところの審議会、そして国会、それぞれをどう位置づけておられるか、明確にお答え願ひしたいと思います。(拍手)

第三に、行革と国民生活について伺ひます。

さきの通常国会におきまして、高率補助金一律カット等一括法が、一年限りという公約つきで成立いたしました。しかし、その後の推移を見ていると危惧の念を持たざるを得ません。大蔵、厚生、自治三大臣覚書に基づき、社会保障制度の検討を行うために設置された補助金問題検討会においては、社会保障のみならず、文教、建設、農林水産行政までがいつの間にか検討の対象に入っているというのは、なぜでしょうか。また、一年限りの特別措置とされた厚生年金基金等に対する国庫負担の四分の一繰り延べが、六十一年度に返済が開始されるか否かは、共済年金四法案審議の重大な前提であります。どうなされるのでしょうか。

行革関連法案は次々と出すが、その後の約束は守らないというのでは、今回の法案は審議できません。この際、これらのことを公約どおり六十一年度において通常に戻すとお約束いただきたい

が、総理及び大蔵大臣の答弁を求めます。(拍手) 次に、アクションプログラムにかかわる経済問題について質問いたします。

第一に、先般、政府によって決定された市場アクセス改善のためのアクションプログラムは、非関税障壁の象徴として欧米各国から批判されている基準・認証制度や輸入プロセスの改善などの措置によって、国際水準を上回る我が国の市場開放を達成し、輸入の増大を通じて日米貿易摩擦を頂点とする国際通商摩擦の解消を図るものとされ、今回のこの法改正もその一環とされています。しかし、我が国の実行税率は先進国中最低であり、また、残存輸入制限品目も二十七品目に減少しているなど、我が国の市場は十分に開放されております。したがって、今回のプログラムによって、通商摩擦解消の効果を期待することは困難と判断されます。政府はどのような効果が上がると具体的に考えておられるのか、担当大臣の明確な答弁を求めます。

第二に、規制緩和による国内中小企業に対する影響については、どのようにお考えでしょうか。例えば、皮革、革靴製品の市場開放問題については、日米間で現に協議中であるにもかかわらず、レーガン大統領が米通商法三〇一条の発動を言明するや、政府がこの問題を政治的駆け引きの道具として使用しようとしていることは、まことに遺憾であります。日本の皮革、革靴製品の輸出にたいは、アメリカにおける当該業界や労働者にかかる被害も与えておりません。このことは明らかな事実であります。しかも、日本における当該産業は、中小地場産業として形成されており、地域不況と内需停滞のもとで疲弊しているのが実態

であります。規制緩和が国内中小企業に与える影響について十分調査を行っておられますか。緩和に対抗していかなる保護育成策をお持ちなのでしょう。私は、影響調査と具体的育成策の提示を政府に求めます。

第三に、この法案に盛り込まれているものは、消費生活用品、消防器具、ガス器具の自己認証制や航空機関士の乗り組み規制の緩和など、いずれも国民の生命身体の安全にかかわるものであります。さきの日航機事故、ワインへの不凍液混入事件等々を考えると、国民生活の安全を担保する社会的規制を安易に緩和することは認められない、これが国民全体の世論でもあります。国民生活の安全をどう考えておられるのか、あえて危険を冒しつつ緩和をすることによって具体的に輸入増加の効果をどの程度見込んでおられるのか、お答えをいただきたいと存じます。

第四に、社会党は、日米貿易摩擦の根本的原因は、両国の経済政策の違いとおのの矛盾から生じているものと考えます。すなわち、貯蓄不足下におけるアメリカの大胆な内需喚起政策による過剰投資という現象と、貯蓄過剰下にある我が国の内需抑制政策による過小投資という状況から派生しているものであります。したがって、日米貿易摩擦は、市場開放を云々するのではなく、日米両国間の貯蓄と投資のバランスの不均衡を中期的、構造的に調整するための、日米おのの経済政策の転換によってのみ打開し得ると言っても過言ではありません。

しかるに政府は、一面的な財政緊縮政策をとり続け、個人消費の拡大策を放置し、実効性の極めて疑わしい市場開放策と財政の自治体や国民負担

への転嫁、そして歴史的に失敗している公共部門の民間への移転、すなわち民間活力の導入という誤った道を歩もうとしております。我が党は、高年齢化社会に対応する生活関連社会資本、住宅の整備と社会保障制度の拡充、大幅な所得減税、政策減税の実施と労働時間の短縮、給与、年金水準の引き上げこそ緊急に実施、推進すべき政策であると主張します。総理はどのような対策をお持ちであるのか、明確に御提示いただきたいと思ひます。

以上をもって私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(中曾根康弘君) 小川議員にお答えをいたします。〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 小川議員にお答えをいたします。

まず、一括化の理由でございますが、今回の法律案は、行革審答申の公的規制の緩和の実現を図るものであり、趣旨、目的が共通であるものを取りまとめた提案した次第でございます。これらの措置内容をまとめて把握することができ、国民の理解も得やすいと思ひますし、前例も多々あり、これを変更する考えはございません。

次に、政省令等改廃自粛の問題でございます。行革審答申の規制緩和に係る個別指摘事項につきましては、民間活力の発揮、推進のため極力前倒しで実施することとして、措置方針を決定して実行しておるところです。政省令、通達等事項につきましても、その内容、緊急度等を勘案して、政府の責任において適時実施、推進しておるものとでございます。

私的懇談会の問題でございますが、これらは関係各界から有識者の参集を求めて懇談会を開催して、その意見を聴取するというところでございまして、

て、言いかえれば、民意を吸収し官庁の独善を防ぐ、そういう意味において行っておるものなのでございます。もちろん、これらは参考意見の一つとして活用されることがありますが、あくまでこれは政府の責任において政策決定を行うものでございまして、行革審におきましては、行政改革に関する一般的、総合的な政府施策の推進の見地から調査審議を行っていただいております。各種の専門的審議会には、それぞれの担当分野において専門的な調査審議をお願いしております。申すまでもなく、国会での御議論につきましては、国会に所要の法律案を提出して御審議を願ひ、最終的な御決断は国会で仰いでいる、こういうことになっておるわけであります。

補助金の問題でございますが、国と地方はいわば車の両輪であり、共通の行政目的の実現を分担して、責任を分かち合う関係にございまして、六十一年度以降の補助率のあり方についても、幅広い御意見を承りながら検討の上、適切に対処してまいります。この検討を行うために、補助金問題関係閣僚会議及び学識経験者等から成る補助金問題検討会を随時開催しておるところでございます。

次に、国庫負担の四分の一の繰り延べ措置の取り扱いの問題であります。

六十一年度の国の財政事情は、六十年より一段と厳しい事情にあります。また、年金制度改革は六十一年度から実施されるところ。六十一年度の厚生年金等の国庫負担金の取り扱いについては、これらの事情を踏まえ、現在政府部内で、六十一年度の予算編成過程の一環として慎重に検討中であり、年末までに結論を得る所存であります。

す。行革関連特例法による年金国庫負担金の減額分については、国の財政改革をさらに一層強力に推進する等、誠意を持って対処し、積立金運用収入の減額分を含め、将来にわたる年金財政の安定が損なわれることのないように、今後国の財政状況を勘案しつつ、できる限り速やかに繰り入れに着手する所存でございます。

最後に、日米貿易摩擦の解消策でございますが、経済の拡大均衡を通じて経済摩擦を解消するという基本方針を持っております。我が方としては、市場開放を中心とするアクションプログラムを実行していく、円高の定着を図りつつ内需を拡大していく、このような方法によりまして不均衡の是正に努力してまいるつもりであります。先般、先進五カ国蔵相会議で、為替レート適正化のための適切な協力が行われましたが、今後ともこれらの措置を着実に実施することにより、相乗効果が貿易バランスにおいても発揮されるものと期待されております。

〔国務大臣(竹下登君) 小川議員にお答えをいたします。〕

○国務大臣(竹下登君) 私に対する小川さんの御質問は、総理からもお答えがございましたが、いわゆる高率補助金一律カット、厚生年金基金等に対する国庫負担の繰り延べ等の問題であります。六十一年度以降の補助率のあり方につきましては、国、地方の役割分担、費用負担の見直しとしております。このような検討を行います場として、先ほどお答えがございました補助金問題関係閣僚会議及び学識経験者等から成ります補助金問

昭和六十年十一月十二日 衆議院會議録第四号

題検討会を随時開催しているところであり、既に九回開催をいたしております。これらの御意見を踏まえまして適切な対処をしなければならぬ、このように考えております。

それから、厚生年金庫負担の繰り延べ、これは、六十一年度の国の財政事情は六十年度より一段と厳しい事情にあります一方で、年金制度改革が六十一年度から実施されることを期待をいたしておるところであります。したがって、このため、六十一年度の厚生年金等の国庫負担金の繰り延べ措置の取り扱いにつきましては、これらの事情を踏まえて、現在政府部内で、六十一年度の予算編成過程の一環として慎重に検討しておるところでございます。この問題は、年末までには結論を得なければならぬ問題であるというふうに考えております。なお、社会保障でない分野につきまして、これも必要に応じて検討を加えていくという考え方の上立っておるわけでございまして、以上でお答えを終わります。(拍手)

〔国務大臣村田敬次郎君登壇〕

○国務大臣(村田敬次郎君) 規制緩和による国内中小企業に対する影響及び対応策につきましてお答えを申し上げます。

まず、小川議員から御指摘のありました皮革、革靴製品問題につきましては、ガットの場において適切な対応を図りつつあるところでございまして、

通産省といたしましては、中小企業の占める重要な地位にかんがみまして、創意と活力ある中小企業の育成を図るべく、従来より中小企業対策を最重点施策の一つとして位置づけをいたしまし

て、その充実強化に努めてきたところでございす。今後とも、種々の規制緩和が国内中小企業に与える影響にも十分所要の配慮を加えながら、中小企業対策の一層の充実強化に努力してまいり存でございす。(拍手)

〔国務大臣金子一平君登壇〕

○国務大臣(金子一平君) 御質問の第一点は、今回のアクションプログラムによって、通商摩擦の解消の効果が期待できるのかという点でございますが、今回のアクションプログラムの目標は、関税面ではもとより、基準・認証等非関税面においても、日本の市場が国際水準を上回る開放度を達成することでありまして、千八百五十三品目の関税引き下げ、撤廃を行うほか、基準・認証の分野におきまして八十八事項の改革に思い切った措置を講ずることにいたしております。これらの措置を実施することによりまして、我が国市場へのアクセスは格段に改善され、この結果、諸外国からの輸入が増加するものと期待しておるのでございます。また諸外国も、アクションプログラムの経過を注目しておりまして、基本的にこの構想を評価しつつ、今後の実施状況と成果を期待しておると言っていると思っております。

それから、御質問の第二点、国民生活の安全が阻害されるのではないかとこの点でございます。それからまた、これらの措置によって、具体的に輸入増加の効果がどの程度見込まれるのかという点でございますが、既に総理からお話のございましたように、アクションプログラムの策定に当たりましたは、原則自由、例外制限、すなわち政府の関与をできるだけ少なくするという観点から、既存の制度を総点検したところでございますが、

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案の趣旨説明に対する小川仁二君の質疑 許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案の趣旨説明に対する日笠勝之君の質疑

七二

当然のこととして、国民の生命、健康にかかわるものにつきましては、例外として扱うことになっておりますから、御心配ないように全力を挙げている次第でございます。

なお、今回の措置により、我が国の市場アクセスが改善されて、その結果、諸外国からの輸入が増加するものと期待しております。ただ、実際の輸入の動向につきましては、今後の為替相場なり、内外の景気動向なり、諸外国における輸出努力等のさまざまな要因によって決定されるものでございすので、今回の措置の効果を具体的に計算することは困難と考えます。

○議長(坂田道太君) 日笠勝之君。

〔日笠勝之君登壇〕

○日笠勝之君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま提案されました許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案に対し、総理並びに関係大臣に質問を行うものであります。

そもそも立法府たる国会は、各種法案に対し、国民の代表として、慎重かつ誠意を持って審議に当たるとは当然のことです。しかるに、行政改革の一環として許可認可等の規制を緩和し、もって市場を開放するという大義名分のもとに、安易な便法として八省庁にわたる二十六法律案を一括して審議するということは、立法府の審議権を拘束するものであり、まことに遺憾であります。

こうした一括方式は、中曽根行管庁長官時代からとみに顯著で、今回で六度目です。この一括法案は、もともと成立の趣旨も経過も異なる二

十六の法律案で構成されていますので、それぞれ分割して慎重に審議すべきものではないかと思うのは、私一人ではないであらう。まず、一括法案として提出された理由と審議権を拘束するのではないかとこの疑問に対し、総理に御見解をお伺いいたします。

さて、臨調第一次答申以来、五年が経過しました。中曽根総理も、総理就任以来三年間、行政改革を国政上の最重要課題の一つと位置づけをされてこられました。しかしながら、国民の中には、中曽根行管も結局は、つまみ食いにとどまってしまうのではないかと懸念の声も出てきております。例えば、国土庁、沖縄開発庁、北海道開発庁の三庁統合についても、臨調答申に明記されて久しいわけですが、総理府と行管庁の統合による総務庁設置によって中央省庁の行管は事足りたと思っておられるのか、一向に進展する気配が見られません。このほか、オンブズマン制度、プライバシー保護、国家公務員の削減状態、そしてまた特殊法人活性化の進捗状況と今後の見通しについて、それぞれ明確に総理並びに総務庁長官に御答弁をいただきたいと思っております。

次に、明年六月二十七日に三年間の行管審設置の期限が切れます。そこで、行政改革が達成五合目と言われる中であって、いわゆる積み残しについて、さらに監視し、推進していく機構が必要であることは論をまちません。総理は、行管審設置期限切れ以降、どのように対応していくお考えか、しかとお伺いいたします。

ところで、今回の規制緩和一括法案は、巷間、市場開放により輸入拡大が促進され、貿易摩擦が解消されるものと喧騒されています。しかし、規

制緩和により市場が開放され、輸入が拡大されたとしても、国民の消費購買力が喚起されないことには意味がないものとなります。去る四月九日、総理は、マスコミ等を通じて、国民一人当たり百ドルの外国製品の購入を呼びかけましたが、その効果は一体どうでありましたか。可処分所得の目減りで、国民は協力しようにも先立つものが乏しいのであります。やはり景気をよくし、消費を喚起しようとするなら、大型所得税減税しかないのではないのでしょうか。

対外貿易摩擦解消のためには、外国からも厳しく指摘されているように、内需拡大しかありません。そのためには、民間設備投資、公共事業の拡大、民間住宅投資、そして個人消費の拡大の四つの方法があると言われております。中でも、六十年年度の経済見通しでは、GNP、国民総生産の約六〇〇を占めると言われる個人消費の拡大こそ、内需拡大のキーポイントであります。私は、減税による消費拡大こそ最良の方法と思いますが、大型所得税減税に対して総理は今現在どうお考えであるか、このところ減税に抱き合せての増税を考えていると言われておりますが、本音での御答弁を期待するものであります。

続いて、先日「総理にきく」という番組で総理は、円高は対米経済摩擦の切り札になる旨の発言をされました。この円高について、一つには、為替レートはドル幾らぐらいがターゲットゾーンとして好ましいと考えておられるのか。二つには、円高差益の還元をどのようにされるお考えか。例えば、電気料金、ガス料金、灯油等の値下げ指導はおやりになるお考えがあるのかどうか。三つには、現在の円高基調が続くと、輸出関連産

業の中小零細企業への対策が緊急課題となりますが、年末も控え、どのような対応をお考えか、総理並びに通産大臣に御所見をお伺いいたします。

行革審規制緩和分科会の報告によると、今回の規制緩和がされると、民間活力が発揮され、長期、短期ともに経済成長に大きく寄与すると言われておりますが、具体的に今回の規制緩和による経済効果は金額的にどのくらいになるのか、また経済成長率を何％押し上げると見込んでおられるのか、経済企画庁長官にお伺いいたします。また、緩和により一時的に市場の混乱が予想される場合もあるので、政府は必要に応じ、消費者、労働者、中小企業などに向けた対策を準備すべきであると指摘されておりますが、中小企業等には具体的にどのような対策を準備しておられるのか、通産大臣に御答弁を願います。

次に、規制緩和は、行革審が指摘した二百五十項目だけにとどまることなく、今後とも引き続き精査していくべきものであります。政府の規制緩和のタイムスケジュールはどうなっておりますか。続いて、指摘されて久しい許認可等の総数の突減は、どこまで把握できていますか。さらに、許認可等の新設についての審査する制度の確立は、具体的にどこまで煮詰まっておりますか、総務庁長官にお伺いいたします。

ところで、今回の一括法案は鳴り物入りで、民間活動を高め、ひいては市場開放、内需拡大を進める打ち出しの小づちのごとく声高に言われております。しかし、法案の中の四十二項目の内容をよく見ると、新鮮味の乏しい有名無実、名のみあり実体なしと言っても過言ではありません。そこで経企庁長官は、この二十六法案によって内需拡大が

どのくらい引き出せると考えておられるのか、お伺いいたします。

最後に、基準・認証制度についてお尋ねいたします。

市場開放を求める諸外国の要請に対し、我が国が自己認証制度を取り入れていくのも時代の流れであり、やむを得ないとは思いますが、しかし、先のワイン騒動発生後の調査追跡体制の不備に見られるように、自己認証制度は、事業者の社会的責任が重くなるのは当然ながら、消費者の自由な選択と責任にゆだねると言われては国民の不安は高まるばかりであります。例えば、輸入食品の行政検査はわずか六十七人の食品衛生監視員で行っており、昭和五十九年度の輸入件数約三十六万四千件のうち、検査はわずか四・六％しかできていないのが実態であります。

総理、今後市場開放を進めることにより外国製品などの輸入が増加したとき、現在のこの体制で十分なのかどうか。国民の生命と健康を守るという見地から考えても、また台所を預かる主婦の皆様立場にとっても、大変に関心の高いものであります。ゆえに、輸入食品の安全性確保にどのように対応されるおつもりでありますか。さらに、我が国では立ちおくれており、その確立が急務と言われております被害者救済制度に対し、総理はどう取り組まれるお考えか、あわせてお尋ねをいたします。

今、内外の政治情勢を見渡したとき、行財政改革、高齢化社会への対応、福祉切り捨て、防衛費の増大、教育のひずみ、対外経済摩擦等々、重要な課題が山積しております。二十一世紀までのこの険しき道のりを踏破し、平和で暮らしやすい社会

を築き、次なる世代へ引き継ぐことこそ、私たち政治家の任務と確信をしております。言葉だけが先行する中曾根式政治手法でなく、我が国が抱える諸問題の先取り解決のために、国民の合意を得ながら、実のある着実な成果への前進を期待し、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕
○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 日笠議員にお答えをいたします。

まず、一括化の理由につきましては、先ほど申し上げましたとおり、同じ趣旨、目的が共通である、そういうことから取りまとめて提案した次第でございます。

なお、三庁統合に関する御意見でございますが、国土開発行政関係三庁連絡会議を設置いたしました。関係施策及び計画の円滑な調整等を図るために協議をし、実施しているところでございます。統合につきましては、当該機関の担当する行政の特殊性にも配慮し、各方面の意見も今後とも聴取して検討してまいりたいと考えております。

次に、ポスト行革審への対応でございますが、これからさらに国鉄の再建、地方行革の一層の推進、内閣の総合調整機能の強化など、今後推進すべき課題がまだたくさんございます。しかし、これらを着実に実行してまいりますが、行革審の設置期限は来年の六月までとされておりますが、なお相当期間もありますので、現在のところ具体的にお答えすべき段階ではございません。しかし、政府といたしましては、やはり今後、行革審あるいは臨調答申でいただきましたことは、今まで逐次、内閣の決定をもちまして行革大綱で決めておるところでございますから、政府の責任におい

昭和六十年十一月十二日 衆議院會議録第四号

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案の趣旨説明に対する日笠勝之君の質疑

七四

て、国会の御監督をいただきながら、全力で実現していくつもりであります。

所得税の減税につきましては、シャウプ税制勧告以来、三十五年経過いたしましたので、ひずみやゆがみや重税感等が大変多く出てまいりました。したがって、これに対する見直しというものを検討願うために九月二十日に、まず第一に減税を考えていただきたい、その後に包括、一体として財源措置も考えてもらいたい、そういう意味で税制調査会に審議をいただいておりますのでございます。

円高誘導の目標につきましては、幾らにするという具体的な目標は具体的に持っているわけではございませんが、やはり五カ国蔵相会議でも合意したように、秩序あるドル高是正を期待をしております。結論としては、ファンダメンタルズに相応する国際通貨価値の長期安定を望む、そういうことに尽きると思っております。

食品の安全性につきましては、基準・認証制度に関して政府の介入の縮小などの見地からいろいろ努力してきているところでございますが、いやしくも国民の生命、健康、安全に支障を来すことがないように十分に配慮いたしており、今後も配慮いたす考えでございます。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣後藤田正晴君登壇〕

○国務大臣(後藤田正晴君) 日笠議員にお答えを申し上げます。

行政改革、つまみ食いではないか、積み残し等を含めて一体今後どうするんだ、こういう御質疑でございますが、政府としては、行政改革につきましても、誠意を持って最後までやり抜かしてい

ただいて、決してつまみ食いというようなことはしないで、国民の期待にこたえたい、かように考えているわけでございます。

そこで、まず第一に、オンブズマン制度の問題でございますが、これは、六十年度の行政改革大綱で「我が国の実情に適合したオンブズマン等行政監視・救済制度の在り方について、苦情事例、既存諸機能等を踏まえた具体的検討を行う。」という旨決定をしておるわけでございます。当庁としては、この方針に沿って、学識経験者から成るオンブズマン制度の研究会を開催をいたしております。現在、関連をする既存の諸制度の対応状況について調査研究を進めておる段階でございますが、いろいろ困難な課題もありますけれども、この研究会の検討を待つて具体的な結論を得たい、かように考えておるわけでございます。

次に、プライバシー保護の対策でございますが、政府は、随調の答申を受けまして、閣議決定によつて、関係省庁の間で緊密な調整、協議を図るとともに、総務庁におきましては、半議経験者の意見を求めて、個人情報保護の制度的な方策を現在、鋭意検討を進めておる段階でございます。これらの検討結果を総合的に勘案をいたしまして、政府としての方針を取りまとめるよう努力をする所存でございます。

次に、特殊法人の問題でございますが、この合理化、活性化を図る、こういう観点から、電電公社あるいは専売公社等については既に改革を実施したわけでございます。さらに現在、臨時行政改革推進審議会で特殊法人の活性化について審議をお願いをいたしております。その審議結果を踏まえて、引き続き改革を推進してまいりたい

い、かように考えておるわけでございます。

それから、国家公務員の定員削減の問題でございますが、これは、行政改革の重要な一環として、従来から各省庁の事務事業の合理化、効率化を図ることによって、計画的に推進をしておることは御承知のとおりでございます。今後とも国家公務員につきまして、厳正な定員の管理を行つて、定員削減に最大限の努力を払ってまいりたい、かように考えておるわけでございます。

次の問題は、今後における規制緩和のタイムスケジュール、そしてまた、現在許可認可等の総数に幾らあるんだ、さらに、許可認可等の新設についての審査機関はどうするんだ、こういう御質疑でございますが、申し上げるまでもなく、行革の基本理念の一つは、変化への対応、こういうことでございます。公的規制につきましても、行革審の答申を受けまして、先般の行革大綱で決定をした事項を着実に実施をしていくということとはもとよりでございますけれども、これだけにはとどまらない。その他の事項につきましても、時代の変化に伴って不要あるいは過剰あるいは不合理、こういうようなものにつきましては、第一次的にはやはりそれぞれの各所管省庁の責任で随時見直しを行つていく、こういう考え方で臨んでいかなければならぬと思つております。

また、公的規制の大部分を占めております許可認可等について、総務庁といたしましては、まずその総数を統一的に把握をする、そして定期的な見直し、そして同時に、新設についての審査等の具体的方策については所要の調整、立案を行つて、今後とも一層規制緩和を推進してまいりたいと考えているわけでございますが、なお、許可認可等

の総数の統一的把握につきましては現在、既に作業に着手をしておるような段階でございます。

以上をもつてお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣村田敬次郎君登壇〕

○国務大臣(村田敬次郎君) 日笠議員の私への御質問は三点であらうかと思つております。

まず第一点は、電気、ガス、灯油について円高差益の還元を行うべきではないか、この問題でございますが、現在の円高傾向は、5G会議以降、まだ五十日間しかたつておらないわけでございます。始まったばかりである、その影響を見通すことは現在の段階では困難であると思つております。また、為替レートの変化によりまして収支面に影響が及ぶまでは、相当のタイムラグがございます。直ちに収支に影響が出てくるわけではございません。いずれにいたしましても今後、為替レートの動向等、事態の推移を慎重に見守つて対処する所存でございます。なお、灯油であります、この灯油は市場商品でございます。価格は市場メカニズムによつて決定されることが基本である、このように考えておるところでございます。

次に、円高により影響を受ける輸出関連中小企業の対策はどうか、この問題でございますが、現在の円高の進展は、国際的に見て大きな流れとしては望ましいものである、輸入を拡大するためにもあるいは貿易インバランスの解消のためにも望ましいものであるという受けとめ方をしておりますが、ただ、円高の進展によつて、中小企業を中心に一部の業界等への影響が出てくることも懸念されるため、円相場の動向あるいは中小企業への影響等、今後の動向を十分注視していくことが必要と考えます。通産省としては現在、調査検討を

進めておるところでございます。さらに年末を控え、情勢の推移によりましては、所要の必要措置を講ずることを検討する所存であります。

それから第三点は、行革審規制緩和分科会の報告を御引用になりまして、規制緩和に当たっては中小企業対策を準備すべきとあるが、その対策いかんという御質問でございます。

種々の規制緩和が中小企業に与える影響につきましては、いろいろ検討中でございますが、中小企業の活力ある育成を図るために、中小企業の自主的な努力、そしてまた創意を生かしまして、今後とも種々の配慮を加えながら、中小企業対策の一層の充実強化に最大限の努力をしまいたる所存でございます。

以上、三点についてお答えを申し上げた次第でございます。(拍手)

〔国務大臣金子一平君登壇〕

○国務大臣(金子一平君) 私に対する御質問は、行革審指の二百五十八項目にわたる規制緩和による経済効果は、中長期的に経済成長率を何％押し上げるかということが一つ。また、今回の一括法案四十二項目によって内需拡大がどのくらい引き出せると考えておるかという点でございますが、規制緩和が中長期的な我が国の経済成長率にどの程度寄与するかを計量的に把握することは、技術的に困難でございます。この席で確たることを申し上げるのは難しいと存じます。ただ、一般論として申し上げますと、規制緩和は、競争の促進によりまして経済全体の資源配分の効率化に資しますとともに、事業機会の増加による投資拡大効果等を通じて経済成長にも寄与するわけでございます。

いずれにいたしましても、我が国が内需中心の成長を達成していくためには、民間活力を最大限に發揮させることが不可欠でございます。かような観点から公的規制を見直し、民間部門が自由に活動し得る領域をさらに一層広げることが必要であると考えておる次第でございます。

以上、答弁を終わります。(拍手)

○議長(坂田道太君) 和田一仁君。

〔和田一仁君登壇〕

○和田一仁君 私、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となっておりますいわゆる規制緩和一括法案について質問をいたします。総理並びに関係大臣の明確な御答弁をお願い申し上げます。

まず初めに、規制緩和のための定期的見直し制度の必要性についてであります。

政府は、本法案の提出理由として、民間の事業活動に対する公的規制を緩和し、民間活力の發揮を図るとうたっております。

〔議長退席、副議長着席〕

その趣旨には賛意を表するものでありますが、しかし、その内容を見ると、極めてささいな事項の羅列にすぎない、例えば、諸外国の厳しい批判の的となっている我が国の複雑な貿易手続もほとんど手が触れられていない、余りにも不十分なものと言わなければなりません。これは諸外国からの批判の解消も、民間活力の發揮も、到底不可能であります。この程度の規制緩和をもって民生活が図れるなどと唱えるのは、私は誇大広告に類するものと言わざるを得ないのであります。

私は、本法案がこのような不十分で終わった原因は、そのやり方にあると思うのでございますが、総理は先ほどの答弁で、総点検をしたと言われました。政府は、許可認可の一つ一つを拾い上げて、整理合理化の必要性の有無を判定するという手法に終始しておるのでございまして、これでは各省庁からの抵抗を許すことになってしまつて、結局、妥協の産物として本案のようなものしか出てこないことになるのであります。私はまさに発想の転換がなければならぬ、このように思います。

今、約一万件の許可認可事項あるいは約二万件に及ぶ補助金などの政府の制度、施策がございまして、けれども、これがその目的に沿って機能しているかどうかを、例えば五年たつたらそれぞれ見直しをやるか、また、新たな施策については、その存続期限を定めまして、期限到来とともに、一定の基準に基づく業績評価によってその継続の有無を決定するという、いわゆるサンセット方式の制度を定めることが不可欠であると思うのでございまして。この方法によってこそ、行政の簡素効率化と民間活力の發揮が可能になると確信をいたしておりますが、この点について総理並びに総務庁長官の御見解をお伺いいたします。(拍手)

次に、民間活力と政府の果たすべき役割との関係についてであります。

本法案のごとき内容では規制緩和といっても不十分でありまして、これだけによって民間経済の活性化が有効に図れるというものではございせん。そこで、政府が本来果たすべき基本政策であることを忘れてはならないと思うのでございまして。特に、社会資本整備の立ちおくれた我が国においては、国が本来なすべき公共投資の推進をま

ず行うべきであります。例えば、下水道、道路、公園などの都市基盤が未整備のまま都市計画に係る線引きの見直しなどがもし安易に行われるならば、逆に乱開発を促進して、そのツケは地方自治体や住民が負わなければならないのであります。この際、政府は、その本来の役割を果たすために、今年度事業ベースにおいて、少なくとも一兆円規模の公共投資の追加を行うなど積極的経済政策をとり、内需拡大とあわせ、民間活力の開發を講ずべきであると考えますけれども、この点についての総理の明快な見解を求めるものであります。(拍手)

質問の第三は、輸出入検査の簡素化についてであります。

政府は、貿易摩擦緩和の一環として、さきの行動計画に基準・認証の改善措置を盛り込みました。しかし、この措置は、先ほど来言われておりますように、原則自由、例外制限の基本方針とはかけ離れた極めて不十分なものでありまして、煩雑な貿易手続はほとんどそのままでありまして、我が国市場の閉鎖性を象徴するものとして今日、諸外国から厳しく批判をされているところであります。特に緊急を要する課題は、輸出入検査であります。我が国の過度に複雑な輸入検査制度は、経済の国際化の流れに逆行し、輸入障壁と非難されてもやむを得ないものがあります。総理は、このたびの基準・認証の改善によって、我が国市場が国際水準を上回る開放度を達成したと考えておられるのかどうか、また、今後さらに基準・認証制度を整理合理化し、行動計画に追加するお考えはあるのかないのか、あわせてお伺いを申し上げます。

昭和六十年十一月十二日 衆議院會議録第四号

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案の趣旨説明に対する和田一仁君の質疑

七六

さらに、輸出検査についての方針もお尋ねいたします。

例えば、輸出検査法でございすけれども、メーカーが自主的に行つた検査の後、同じ設備、同じ試験機器を使う同じ方法で政府の輸出検査を受けなければ輸出を受け付けないといったことが、依然として行われているのであります。

現在の輸出検査制度は、工業技術水準が著しく向上した今日、その歴史的役割を終えたと言ふべきであります。加えて、これはさらに、民間企業にも多大の負担を強いているのであります。例えば、その例をとりますならば、技術水準を誇るテープレコーダーについて申し上げますと、その検査は、五十万台を単位として行われております。五十万台の中から三十二台を抜き取りにいたしまして検査をいたしております。検査料は、一台について二十三円でありまして、これを三十二台について取るのではなく、何と五十万台全部にこの料金をかけて取つているのであります。こういうことから私は、政府は、輸出検査の廃止に向けてのスケジュールを早急かつ明確に示すべきだと考えておりますが、総理の御所見をお伺いいたします。(拍手)

次の質問は、金融の自由化についてであります。対外経済摩擦を解消する上で、金融並びに為替政策は大きなウエイトを持っております。国際的にも重要な位置を占める我が国が金融面において市場開放をより一層推進していくこと、すなわち金融の自由化、国際化に十二分に対応していくことが、内外から強く求められていることは御承知のとおりでございます。しかるに、本法案に示さ

れました改正は、極めて限定的なものであります。十分なものとは到底言えないのであります。そこで、総理並びに大蔵大臣に若干お伺いをいたします。

まず、去る十月一日に大口預金金利が自由化されたのに続きまして、大蔵省として今後、金利の自由化、弾力化に向けての環境づくりをどのような手順で進めていかれるのか、明確に示していただきたいと思います。そして第二に、金融の自由化によりまして、中小金融機関の経営の悪化が懸念をされてまいりました。預金者を保護し、信用秩序を維持するために、金融の自由化に当たっては、中小金融機関に対する十分な配慮が必要だと考えられますが、どうでございますか。

以上の諸点についての所見を求めるものでございます。次に、労働時間の短縮について御質問いたします。

対外経済摩擦の解消を考える中で忘れてならないものは、労働時間の短縮でございます。週休二日制の普及など労働時間の短縮対策の推進は、先般経済対策閣僚会議で決定した内需拡大に関する対策でも触れているところでありますが、経済の国際化が進み、国際労働基準の内容も向上している中で、自由世界第二の経済力と強い国際競争力を持った我が国の現行労働時間水準の立ちおくれは、ますます明瞭になってまいりまして、貿易摩擦の要因として国際的な批判を受けていることは御承知のとおりでございます。そこで総理、一九三五年のILO四十七号条約及び一九六二年の百十六号勧告に到達すべき社会的水準として、国際的に確立している週四十時間労働をいつ実現しよ

うとされているのか、そのための労働基準法の改正案をいつ国会に提出されるのか、明確な御答弁を求めるものでございます。

最後の質問は、運輸行政のあり方についてでございます。

この法案においては、運輸省関係が十三事項と一番多いのでありますが、今ここにその一例を挙げてみます。

その中の一つに、タクシーの運転者がその登録をするときに、従来必要とされていなかったものは、住所、氏名、生年月日、そして本籍でございます。それをこの規制緩和の中では、今後その本籍だけは不必要にしよう、これが一項目ございしますが、この程度の瑣末なものが並んでいるのにすぎないのでございます。果たしてこのようなことと運輸行政は、民間活力の導入を図り得ると考えているのでありましょうか。現在、許可可総数約一万件と言われるうち、運輸省関係は約二千二百件、その五分の一を占めんとする実態にあるのでございます。国際化の進行、モータリゼーションの進展など、交通をめぐる情勢は日々急激に変化をしているのであり、今こそ運輸行政に抜本的なメスが入らなければならないと思うのでございます。

私は、本法案にとどまることなく、もっと大きな抜本的改正が望まれるのでありますが、その一つに、航空行政の見直しというものがございします。

我が国の主要航空三社の事業分野は、いわゆる航空憲法によって、ここ十数年がっちり規定されていっているのでございます。しかるに、今春締結されました日米航空暫定協定によって、太平洋路線

に新規企業の相互乗り入れが認められるなど、新たな局面を迎えていることは御承知のとおりでございます。このような情勢変化の中で、航空憲法の見直しをどのように進めようとしているのか、御所見があればお伺いしたいのでございます。加えて、この際、日航の羽田沖墜落事故、また今回の航路逸脱事件等は、一体何がこうせしめるのか、何の原因とお考えをお聞かせいたします。日航は、政府依存の体質から今こそ脱却すべきだと考えますが、その民営化を含め、総理並びに運輸大臣の見解を伺うものでございます。

最後に総理、これからの我が国の歩みは容易ではございません。国際環境は一段と厳しく、国内的にもかつてない高齢化社会を迎えんといたしております。加えて、科学技術の急速な進展は、産業分野はもちろんのこと、日常の国民生活そのものをも大きく変えようとしております。二十一世紀の日本が総理の言われる輝かしい日本となるかどうかは、今日ただいまの我が国の諸対策、対応の可否いかににかかっていると云つても過言ではございません。次世代への遺産として立派な国づくりを果たしていくためにも、なすべきことは断固たる決意を持ってなさねばならないと思うのでございます。

行革は、その一つにすぎませんが、総理の決意のほどを再度お伺いいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕
○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 和田議員にお答えをいたします。

まず、許可可やあるいは補助金に関するサンセット化の推進でございます。

私は、この一般の方針については賛成でございます。許認可にいたしましては補助金にいたしまして、ややもすればマンネリズムになりまして既得権化してまいります。そういう意味において、不断の見直しが必要であり、定期的に常に審査をしていくという態度は好ましいと思っております。御指摘の趣旨を踏まえまして、行政の面において反映させるように努力してまいりたいと思っております。

次に、公共投資の追加の問題でございますが、我が国財政が巨額の公債を抱えておりまして、大幅な財政赤字を続けているという現状から見ますと、公債の追加発行による一般的な公共事業の追加は極めて困難であります。国庫債務負担行為の活用、あるいは地方債の活用、財投の活用、あるいは民活、こういういろいろな政策の組み合わせによりまして、内需の振興に努めてまいりたいと思っております。

輸入検査制度につきましては、国の法令等に基づきすべての基準・認証制度及び輸入のプロセスに関する規制について総点検を行い、種々の改善措置を講じているところでございます。現在、我が国の市場は、国際的に見て遜色のない開放性を有するものになっておりと考えております。今後は、これらの措置についてもさらに着実な実施・推進を図るよう、適時フォローアップを行いたいと思っております。

輸出検査の問題でございますが、従来から検査成績、輸出金額等を勘案して、検査対象品目の大幅な整理等、必要な見直し作業を実施してきております。御指摘のように、企業の技術水準が著しく向上している今日におきまして、一般的に優秀

な製品が多いと認められておりますが、新製品開発競争の激化、部品点数及び工程数の増加等を背景に、品質管理面での問題がある品目等も少なくなく、引き続き輸出検査は必要としている状態でございます。なお、本年九月の行政改革大綱に基づきまして、今後の検査成績動向を勘案しつつ、品目の削除を今後とも推進してまいれる所存でございます。

金融の自由化、国際化の問題でございますが、今後とも金融・資本市場に係るアクションプログラムを踏まえまして、金融・資本市場に係るアクションプログラムの推進を実行いたしてまいりまして、金融の自由化、国際化を前向きに、主体的に、漸進的に取り組む所存でございます。なお、信用秩序に混乱をもたらすことなく金融の自由化、国際化を進めていくことも大事であると思っております。

労働時間の問題については、労働時間の短縮は、労使の自主的な努力により行われることが基本であると思っております。行政といたしましては、過般の経済対策関係会議で決定しました内需拡大に関する対策等に基づき、その推進に努力してまいります。今後の労働時間法制度のあり方については、労働基準法研究会の最終報告を受けまして、関係審議会の意見を聞きつつ、労働基準法の改正等所要の施策について検討いたす所存であります。

航空行政の問題でございますが、運輸省は、本年九月、運輸政策審議会に対して、我が国航空企業の運営体制のあり方に関する基本方針について諮問をいたしました。この見直しは、航空輸送の安全を確保しつつ、利用者サービスのより一層の向上等を図っていくために必要なものであります。

現在、同審議会において、国際線の複数社制、日航の完全民営化、国内線における競争促進策の推進等の問題について審議が行われておるところであり、日航を含む特殊法人のあり方については、臨時行政改革推進審議会において審議が行われておるところであります。政府としては、これらの結論を待つて適切に対応してまいります。

日航の体質の問題につきましては、いずれにせよ、あのような大惨事を起こしたことは、日航としても嚴重に反省すべきものであります。日航みずからが企業体質の改善を図り、職員が一丸となって活力のある企業として国民の信頼を回復する必要があると見做す。政府は、かかる意味におきまして人事の刷新を行いました。なお、監督を厳重にいたしました。国民の日航として再生するよう適時指導監督してまいれる所存でございます。

(国務大臣後藤田正晴君登壇)

○国務大臣(後藤田正晴君) 和田議員から規制緩和について極めて積極的な御提言を賜ったわけでございまして、私はその趣旨においては全く同意見でございます。

申し上げるまでもなく、行政改革は変化への対応力を養うということでございますから、やはり既成のいわゆる許認可等につきましても随時、これは見直ししていくことでなければならぬ。こういう考え方で今日までも、行革審等の提言を受けながら、政府としては数々にわたって規制緩和を行っており、こういうことでございす。また、さきの行革大綱におきましては、行革審の答申を受けまして、総務庁で許認可の総数を

統一的に把握をする、そして同時に、定期的な見直し及び新設に当たっての審査の具体的方策について所要の調整、立案を行う、こういうことに決定しておるわけでございすので、この線で我々としては仕事を進めてまいりたい、かように考えておるわけでございす。ただいま御提言のありました、その際サンセット方式の導入はどうか、こういう御意見でございますが、私は、これは貴重な御意見として検討の過程において参考になさせていただきます、かように思うわけでございす。(拍手)

(国務大臣竹下登君登壇)

○国務大臣(竹下登君) まず和田さんの質問の第一は、金利自由化の問題であります。

金利自由化につきましては、今後とも前向き、かつ主体的に進めていくわけであります。信用秩序に大きな混乱をもたらさないということが大事なことであるので、漸進的に実施していくことがまた望ましい姿であるというふうに考えております。この観点から、金利自由化は大口のものから順次段階的に今日まで実施しておるところであります。大口預金につきましては、昭和六十二年春までには、金利規制の緩和及び撤廃を実現するということにはいたしております。そこで、小口預金金利につきましては、預金者保護、それから郵便貯金とのトータルバランス、これらの環境整備を前提といたしまして、具体的諸問題について早急に検討を進め、したがって、大口に引き続いて自由化を推進していくという考え方であります。

なお、一層の金融自由化を図りますためには、信用秩序の維持、預金者保護のための方策が必要

昭和六十年十一月十二日 衆議院會議録第四号

であることは申すまでもありません。今後、先般
ちようだいいたしました金融制度調査会の答申等
を踏まえまして、預金保険制度の整備拡充等、金
融自由化を一層進めていくための環境整備を行っ
ていくという基本的な考え方であります。
それから次は、オフショア市場の創設、この問
題についての御質問でございます。

これは、ことしの三月五日の外為審議会の円の
国際化についてという答申におきまして、その一
方策として積極的に検討を進めるべきである、こ
のように指摘をされております。また、その審議
会専門部会報告、これにおきまして、「東京オ
フショア市場の創設は国際的にも国内的にも大き
な意義があり、早急に具体化を図るべきものと考
える」とされておりますので、その報告の趣旨に
沿って鋭意検討してまいり、こういう考え方であ
ります。

それから、金融自由化に当たっての中小金融の
問題についての御意見を交えての御質問でありま
す。

当然、自由化が進展しますならば、競争の激化
等によりまして一部金融機関の経営悪化をもたら
すようなおそれもございしますが、同時に、競争の
促進によって金融機関の効率化をもたらす、こ
ういう効果もよりあります。金融の自由化が進
む中におきまして、中小金融機関は健全経営を
確保して、中小企業、そして地域経済に対する役
割を的確に果たす必要がございします。金融の自由
化につきましては、今後とも中小金融機関への影
響の問題等には十分注意を払いまして、健全経営
の確保に配慮しながらこれを進めてまいりたい、
このように考えております。(拍手)

〔国務大臣山下徳夫君登壇〕

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案の趣旨説明に対する和田一仁君の質疑 許可、認可等民
間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案の趣旨説明に対する三浦久君の質疑

○国務大臣(山下徳夫君) 和田さんの御質問にお
答えいたします。
運輸事業に対する規制は、利用者が必要な輸送
サービスに安全かつ良好な状態で安定的、効率的
に受けることができるようにするという、運輸行
政の目的を達成するためのものでありますけれど
も、運輸事業が経済社会の情勢の変化に伴う利用
者ニーズに的確に対応し得るとともに、国民負担
の軽減を図るため、随時その見直しを行う必要が
あると認識いたしておる次第でございます。今後
十分心して取り組みたいと思っております。

次に、我が国航空企業の運営体制は、四十五年
の閣議了解及び四十七年の運輸大臣通達、いわゆ
る航空憲法、これによって定められているところ
であります。運輸省は、本年九月、運輸政策審
議会に対し、我が国航空企業の運営体制のあり方
に関する基本方針について諮問を行ったところで
あります。これは、航空輸送の安全性を確保し
つつ、利用者サービスのより一層の向上、我が国
航空企業の国際競争における適切な役割の確保等
を図っていくためには、現行の航空企業の運営体
制の見直しが必要と判断したためであります。現
在、同審議会において、まず国際線の複数社制、
その次に日航の完全民営化、さらに国内線におけ
る競争促進施策の推進等の問題につき審議が行わ
れているところであります。運輸省といたしま
しては、同審議会の結論を待って適切に対応して
まいりたいと考えております。

なお、日航の体質につきましては、総理からお
答えがございましたけれども、若干補足いたして
おきたいと思いますが、日航の企業体質として
は、私のところにも御意見や御指摘をいろいろ

ちようだいいたしております。特に、親方日の丸意
識あるいは特殊法人としての問題点が日航の事故
等に関連して指摘されているところでございま
して、これが今回の事故に直接結びついているか否
かというところは、必ずしも明らかではございま
せん。しかしながら、いずれにいたしましても、こ
のようなことが問題となること自体、日航として
反省すべきであると私は考えております。なお、
事故の原因につきましては目下、事故調査委員会
において鋭意調査を進めております。その結果を
待って適切に対処してまいりたいと思っております。

今後、日航がみずから企業体質の改善を図り、
職員が一丸となって活力ある企業として国民の信
頼を回復することが重要であり、政府といたしま
しても、かかる観点から、日航に対し適切に指導
監督してまいりたいと思っております。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) 三浦久君。

〔三浦久君登壇〕

○三浦久君 私は、日本共産党・革新共同を代表
して、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及
び合理化に関する法律案について、総理並びに関
係大臣に質問をいたします。

法案の基本的な立場を貫いているのは、中曽根
内閣の対米従属、大企業本位の政治姿勢でありま
す。

総理は、七月の自民党経済政策セミナーの講演
で、国際国家日本を前進させるために、経済摩擦
を解消していくということが、将来とも繁栄して
いくための死活的な政策になってきていると強調
いたしました。中曽根内閣はこれまで日米貿易摩

擦の解消と称して、アメリカに対し、譲歩に次ぐ
譲歩を重ねてまいったのであります。アメリカの
世界戦略の遂行のための大軍拡要求を受け入れた
こと、世界一低い日本の関税をさらに大幅に引き
下げたこと、農家の強い反対を押し切つてオレン
ジや牛肉などの輸入枠拡大で農業破壊を促進をし
たこと、革靴など皮革製品の輸入自由化の方針を
決め、鞆革企業が圧倒的な皮革業界に深刻な打撃
を与えようとしていること、どれをとっても対米
従属そのものではありませんか。大企業の集中豪
雨的輸出によって招いた貿易摩擦の犠牲を、一体
国民や中小零細企業がなぜ負わなければならない
のでしょうか。全く本末転倒も甚だしいと言わな
ければなりません。(拍手)

その上アメリカは、サセクションと称して数十
項目にわたる要求を突きつけており、その中で、
税制、金融政策はもとより、大店法改悪など流通
政策の変更や、日本国民のライフサイクルまで変
えよと主張していると伝えられております。総理
は、日本を属国扱いしたこのアメリカの理不尽な
要求まで受け入れようというのでしょいか、明ら
かにしていただきたいと思います。あわせて、総
理が強調する国際国家日本とは、アメリカの主張
を受け入れ、日本の国民に犠牲だけを強要するこ
となのかどうか、明確な答弁を求めるものであり
ます。

総理は、就任以来、民間活力の活用を政策の柱
として掲げてきましたが、それが専ら大企業の利
益を図るものであることは、今や明らかでありま
す。電電公社、専売公社の民営化に続き、国鉄の
分割・民営化を強引に推し進め、大企業に新たな
もうけ口を提供しようとしていることは、その最

たるものであります。来年度予算の概算要求を見ても、東京湾横断道路、明石海峡大橋など超大型プロジェクトの復活、国有地を切り売りをし、しかも税金まで軽減するという、大企業への至れり尽くせりの手厚い策を施そうとしています。

総理が民話の第一号と称して行っている新宿西戸山公務員宿舎跡地再開発計画では、住民無視、環境破壊もさることながら、再開発計画の中心企業から総理の政治団体が違法な政治献金を受け取っており、民間活力は中曾根活力とまで言われているのであります。総理、あなたは、この違法献金の責任をどう認識しているのでしょうか、お答えをいただきたいと思ひます。(拍手)

もとより、国際貿易の発展を図る上で、諸外国の批判に真摯な態度で臨まなければならないことは、言うまでもありません。殊に、我が国行政の官僚主義の伝統は根深く、この中で形成された制度には見直すべき点も多くあり、これらについて合理的な是正が求められるのは当然なことでありまふ。しかし、本法案の柱は、中曾根内閣の基本姿勢、すなわち国民福祉、日米大企業奉仕の路線を貫く不当なものと言わなければなりません。その第一は、航空機の安全確保に關してであります。

本年八月十二日の日航機墜落事故は、五百二十名のとうとい命を一挙に失うという大惨事となりました。もう二度とあってはならない出来事でありまふ。我が党は、事故原因の徹底究明を求めるとともに、事故の背景にある日航のもうけ本位、安全軽視の経営体質、さらに、日航にこれを強要してきた政府・自民党の責任を厳しく追及してまゐりました。にもかかわらず政府は、市場開放を

理由に、航空機関士を乗務させなくても運航できる航空機の範囲を拡大しようというのであります。航空機関士が航空機の安全運航に重要な役割を果たしていることは、あの日航機墜落事故の際の航空機関士の果たした役割を思い起こすだけでも明らかであります。しかも、重大な安全問題を市場開放という立場から処理するなどというやり方は、国民の安全を犠牲に外国の航空機メーカーと国内航空会社への奉仕を最優先させる、中曾根政治の反国民的本質を改めて示すものと言わなければならない。

総理は、所信表明演説で、日航機事故について、このような不幸な事故が二度と起こることのないよう、万全の努力を重ねていくと言明いたしました。しかし、今回の航空法改悪は、航空機の安全確保という方向と全く逆行する措置ではありまふ。総理の明確な答弁を求めまふ。(拍手)

第二は、国民の生命と健康に關する問題であります。政府が発表した市場アクセスの改善のためのアクションプログラムの中で見逃せないのは、医療器具、薬品、農業、自動車、化粧品などの安全基準を大幅に緩和し、国民の安全を根本から脅かしていることとあります。周知のように、一九七二年、衆参の社会労働委員会は、食品の安全確保について、国民の健康の保護増進、食品添加物については常時その安全性を点検し、その使用を極力制限することなどを内容とする決議を全会一致で採択をしているのであります。アクションプログラムの安全基準の緩和措置は、この決議に真っ向から挑戦するものであります。総理は、この決議を尊重する意思があるかどうか、尊重するとい

うのであれば当然、食品の安全に係る基準の緩和を直ちに撤回すべきではありませんか、お尋ねをいたします。

また、ガス用品や消費生活用製品、消防機械器具などに対する公的検査を緩和し、製造企業や輸入業者が安全基準に適合していると届け出るだけで、これらの製造、販売ができるようにしようとするいわゆる自己認証制度の導入は、消費者の安全にとって極めて重大であります。最近の有毒輸入ワイン事件や金属バット破損事件などにも示されているように、企業の利益優先の姿勢によって消費者の安全が侵された事例は、枚挙にいとまがありません。自己認証制度の導入は、国の安全行政の大幅な後退であり、消費者の安全を守る国の責任放棄と言つても過言ではありません。総理は、自己認証制の導入が国民の安全を守ることになると思っているのでしょうか、それとも、市場開放のためには国民の安全を犠牲にしてもやむを得ないとも思っているのでしょうか、総理並びに関係閣僚の明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

第三は、地代家賃統制令の廃止の問題でございます。これは、輸出主導型の経済を是正し、内需拡大を推進するためと称して、一方的に国民を犠牲にし、大企業の利益を図ろうとするものであります。統制令の廃止を借地、借家法の改悪とあわせて強く要求してきたのは、大手民間デベロッパーなど建設、不動産業界であります。統制令の廃止、借地、借家法の改悪は、大企業による都市再開発を促進するために、借地、借家人の追い立てを合法化しようとするものにはなりません。全

国の統制令の対象戸数は公共住宅戸数にはば匹敵する百二十四万戸に上り、しかも、居住者の多くが住みかね困難な高齢者や母子家庭世帯であります。統制令の廃止がこうした人々を路頭に迷わすことになるのは、火を見るよりも明らかなことなのであります。

また、零細な地主やアパートの経営者にとつても、大企業による再開発が土地や家屋を根こそぎ吸収して進められることから、地主といえども、長年住みなれた土地を追い出されることになるのであります。さらに、統制令の廃止が、統制令の対象外の地代、家賃の引き上げと地価の高騰をもたらし、広範な国民生活に影響を与えることは必ずであります。政府は、統制令の撤廃が国民生活に及ぼす影響をどう考えているのでしょうか。それでも統制令の廃止を強行しようというのでしょうか、答弁を求めるものであります。(拍手)

そもそも日米貿易摩擦の原因は、アメリカの大軍拡による巨大な財政赤字、これを原因とするドル高と、日本の大企業の低賃金、長時間労働、超過密労働、下請中小企業への締めつけによって保障されている異常に高い国際競争力にあります。この根本原因を取り除き、同時に、軍拡優先の財政配分を改めて、所得減税、労働時間の短縮など、国民生活の立場に立った国内市場の拡大策をとることこそが政府の責任であることを、私は強く指摘しておきたいと思ひます。最後に、法案提出のやり方と議会制民主主義についてであります。総理は、これまで臨調や行革審を初めとする各種審議会や私的諮問機関を事実上の国権の最高機関扱いし、さらに法案の国会提出でも、行革特別

昭和六十年十一月十二日 衆議院會議録第四号

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案の趣旨説明に対する三浦久君の質疑

八〇

法や補助金カット一括法など数十本の法案を一括して提案をするなど、国会審議を軽視し、議会制民主主義をないがしろにしてまいりました。今回の法案に盛り込まれた事項は四十二項目の多岐にわたる、関係法律は二十六本、所管省庁は八省庁に及んでおります。しかも、その多くが国民の生命と健康、安全を直接脅かすものばかりであります。また、これを一括して提出する、そういう態度は、議会制民主主義をじゅうりんする暴挙であり、断じて許すことはできないのであります。

私は、本法案の速やかな撤回を強く要求して、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕
○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 三浦議員にお答えをいたします。

まず、大店法の改正の問題でございますが、これは、届け出制のもとに所要の出店調整を行って、おるところであります。今後とも、大店法に基づく出店調整制度の適正かつ円滑な運用に万全を期する所存でございます。なおまた、外国からの要請があったとかという話ですが、要請があったことは事実であります。決めるのは日本が独自に決めていくことであります。

次に、いわゆるライフスタイルの話でございますが、資源のない日本の生きる道は、貿易国家として生きるよりよい方法はないわけでは、そのためには、国際国家として生きる以外には方法はないわけでは、自由貿易体制の最大の恩恵を受けてい

る国は日本であります。そういうことを考えてみますと、外国並みの市場開放をやらずにどうして日本の将来があり得るか、現在の状態を見れば十分お考えいただけることであり、この点について、共産党は目を開かれるように希望いたします。(拍手)

次に、農民、中小企業の問題でございますが、いわゆる自由化、市場開放の問題とともに、最も農民や中小企業のために心を砕いてやっているのは、自由民主党であるということを申し上げるものであります。(拍手)

次に、政治資金の問題でございますが、これは、相手の寄附が規定をオーバーしているということを知らずに受け取ったということがわかりまして、早速返還をいたしましたところでございます。今後とも、政治資金の取り扱いについては慎重に行いたいと思っております。

航空法の改正の問題でございますが、今回の航空法の改正は、最近の技術の進歩により、現行の規定が技術的合理性を欠くようになったものと判断をしての改正でございます。安全性に支障を与えるものではないと考えております。

市場アクセスと食品安全の問題でございますが、いやしくも国民の生命、健康、安全に支障がないように、もちろん十分配慮してこれは行っておるところでございます。なお、自己認証につきましても、日本の民間の技術力やあるいは人間的な能力等を見ますという、もう自己認証をやる

に十分であるだけの実力が備わってきている、そのように考えて、適当なものは自己認証に任ずる時代に入ってきたと考えておるものであります。

最後に、一括化の理由でございますが、先般来申し上げましたように、これは趣旨、目的が共通であるものを取りまとめて提案いたしました。前例もあることであり、撤回の意思はございません。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔国務大臣村田敬次郎君登壇〕

○国務大臣(村田敬次郎君) ガス用品、消費生活用製品に対する自己認証制度の導入に当たりましては、現在と同水準の安全水準を確保いたしまして、消費者保護上遺漏なきを期しておるところでございます。

具体的に申し上げますと、第一に、自己認証品目の製造、輸入事業者に対して一定事項の届け出義務、製品の基準適合義務等を課しまして、義務違反に対しては改善命令、回収命令等を発することができるとしております。第二に、製品が満たすべき安全基準につきましては、今後とも安全性の確保に遺漏なきよう、国が定めることといたしております。第三に、自己認証品目の具体的選定に關しましては、当該品目に係る技術水準等を十分勘案した上で、審議会等を通じて広く意見を聴取して決定することとしております。通産省としては、今後の法改正において、以上のような点に配慮を行ったところであり、今後とも消費者の安全の確保に努めてまいりる所存でございます。(拍手)

費者の安全の確保に努めてまいりる所存でございます。(拍手)

〔国務大臣増岡博之君登壇〕

○国務大臣(増岡博之君) 食品の安全に関する御質問にお答えいたします。

今般の市場アクセス改善のためのアクションプログラムに基づく措置につきましては、あくまでも食品等の安全性の確保を基本としておりまして、食品添加物の取扱いにつきましても、この基本姿勢のもとで、各国衛生当局と十分協議しつつ対処してまいります。なお、昭和四十七年の衆参社会労働委員会での附帯決議につきましては、今後とも、食品等安全性の確保を最重点とする決議の趣旨を踏まえ、対処してまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣木部佳昭君登壇〕

○国務大臣(木部佳昭君) 地代家賃統制令は、戦後の厳しい住宅難を背景といたしまして制定されたものであります。今日では、住宅事情も大幅に改善され、統制の必要性が失われておりますので、今回、約一年後に失効することとするものであります。廃止の影響につきましては、統制の対象となる住宅が一部の住宅に限定されており、廃止された場合も、当事者の借地法、借家法上の地位には何らの変更がないこと等から、その影響は比較的小さなものと考えております。統制令の廃止に当たりましては、国民生活への影響がないよう配慮してまいりる所存であります。(拍手)

○副議長(勝間田清一君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(勝間田清一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時十九分散会

出席閣務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君
大蔵大臣 竹下 登君
厚生大臣 増岡 博之君
通商産業大臣 村田敬次郎君
運輸大臣 山下 徳夫君
建設大臣 木部 佳昭君
国務大臣 金子 一平君
国務大臣 後藤田正晴君

○朗読を省略した議長の報告

(委員推薦通知)

一、去る十月二十五日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

(九州地方開発特別委員会) 有馬 元治君

(通知書受領)

一、去る十月十七日、中曾根内閣総理大臣から坂田議長あて、次の通知書を受領した。

内閣参総第二七八号

昭和六十年十月十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿

私は、十月十九日(土)午前十一時羽田空港出発、十月二十六日(土)午後九時五十分同空港着帰国の予定で、アメリカ合衆国訪問のため海外出張しますので、御通知いたします。

(報告書受領)

一、去る十月二十二日、内閣から次の報告書を受領した。

国家行政組織法第二十二条第一項の規定に基づく昭和五十九年十二月一日から昭和六十年十月十三日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書

(政府委員承認)

一、去る十月二十九日、坂田議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次を、第百三回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣審議官 高瀬 秀一

同 海野 恒男

同 平井 清

内閣総理大臣官房審議官 田中 宏樹

臨時行政改革推進審議会事務局次長 山本 貞雄

日本国有鉄道再建監理委員会事務局次長 林 淳司

臨時教育審議会事務局次長 齋藤 諒淳

警察庁刑事局保安部長 新田 勇

総務庁長官官房審議官 本多 秀司

同 総務庁長官官房審議官 百崎 英

同 総務庁人事局次長 吉田 忠明

長兼内閣審議官 稲橋 一正

北方対策本部審議官 滝沢 浩

北海道開発庁計画監理官 宮本 邦男

経済企画庁調整局審議官 勝村 坦郎

経済企画庁総合計画局審議官 川崎 雅弘

科学技術庁長官官房審議官 目黒 克己

環境庁企画調整局環境保健部長 和氣 三郎

国土庁長官官房水資源部長 井嶋 一友

法務大臣官房司 谷田 正男

法法制調査部長 池田 勉彦

外務大臣官房領事移住部長 北村 恭二

外務省経済局次長 門田 實

大蔵大臣官房総務審議官 大山 綱明

大蔵大臣官房審議官 尾崎 護

同 山崎 高司

同 亀井 敬之

大蔵省理財局次長 足立 和基

同 中田 一男

文部大臣官房総務審議官 五十嵐耕一

文部省高等教育局私学部長 國分 正明

厚生大臣官房総務審議官 北郷 敷夫

厚生大臣官房審議官 内藤 洵

厚生大臣官房審議官 山内 豊徳

官兼内閣審議官 黒木 武弘

厚生省保健医療局長 朝本 信明

農林水産大臣官房総務審議官 眞木 秀郎

農林水産大臣官房審議官 吉國 隆

通商産業大臣官房総務審議官 鎌田 吉郎

通商産業大臣官房審議官 松尾 邦彦

同 高木 俊毅

通商産業省通商政策局長 鈴木 直道

通商産業省機械情報産業局長 棚橋 祐治

資源エネルギー庁長官官房審議官 逢坂 国一

運輸大臣官房審議官 熊代 健

運輸大臣官房国有鉄道部長 中島 眞二

運輸省地域交通局長 神戸 勉

運輸省航空局技術部長 大島 士郎

郵政大臣官房総務審議官 成川 富彦

労働大臣官房審議官 中村 正

労働省職業安定局長 清水 傳雄

高齢者対策部長 佐藤 和男

建設大臣官房総務審議官 石山 努

自治大臣官房審議官 持永 堯民

同 渡辺 功

自治省行政局公務員部長 中島 忠能

自治省行政局選挙部長 小笠原臣也

昭和六十年十一月十二日 衆議院會議録第四号 朗読を省略した議長の報告

一、去る一日、坂田議長は、中曽根内閣総理大臣
申し出の次の者を、第百三回国会政府委員に任
命することを承認した。

国土庁長官官房水資源部長 志水 茂明

一、昨十一日、坂田議長は、中曽根内閣総理大臣
申し出の次の者を、第百三回国会政府委員に任
命することを承認した。

防衛施設庁労働部長 岩見 秀男

外務省北米局長 藤井 宏昭

外務省国際連合局長 中平 立

大蔵省国際金融局長事務代理 橋本 貞夫

(政府委員任命)

一、去る十月十八日、中曽根内閣総理大臣から坂
田議長あて、十四日議長において承認した高橋
辰夫を、十八日第百三回国会政策委員に任命し
た旨の通知を受領した。

一、去る十月二十九日、中曽根内閣総理大臣から
坂田議長あて、二十九日議長において承認した
高瀬秀一外五十七名を、同日第百三回国会政府
委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る一日、中曽根内閣総理大臣から坂田議長
あて、一日議長において承認した志水茂明を、
同日第百三回国会政府委員に任命した旨の通知
を受領した。

一、昨十一日、中曽根内閣総理大臣から坂田議長
あて、十一日議長において承認した岩見秀男外
三名を、同日第百三回国会政府委員に任命した

旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る一日、中曽根内閣総理大臣から坂田議長
あて、第百三回国会政府委員中左記のとおり異
動があり、政府委員としての資格を失った旨の
通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名

国土庁長官官房水資源部長 和氣 三郎 (退職) 昭三〇・二・二

一、去る九日、中曽根内閣総理大臣から坂田議長
あて、第百三回国会政府委員中左記のとおり異
動があり、政府委員としての資格を失った旨の
通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名

防衛施設庁労働部長 大内 雄二 (退職) 昭三〇・二・七

外務省北米局長 栗山 尚一 外務大臣 昭三〇・二・九
外務省国際連合局長 山田 中正 官房審議官 同

(政府委員解任)

一、昨十一日、中曽根内閣総理大臣から坂田議長
あて、同日(大蔵省国際金融局長 行天豊雄の第
百三回国会政府委員を免じた旨の通知を受領し
た。

(応召議員)

一、去る十月十八日以後、召集に応じた議員は次
のとおりである。

岩手県第二区選出 椎名 素夫君

長野県第二区選出 羽田 政君

愛知県第三区選出 江崎 真澄君

山口県第一区選出 林 義郎君

長崎県第一区選出 倉成 正君

鹿児島県第三区選出 二階堂 進君

福岡県選出 (以上十月十八日) 平泉 渉君

長崎県第一区選出 小淵 正義君

静岡県第二区選出 (以上十月二十一日) 渡辺 朗君

鹿児島県第二区選出 有馬 元治君

北海道第四区選出 (以上十月二十三日) 高橋 辰夫君

(議員死去)

一、さきに永年在職議員として院議表彰された愛
知県第四区選出議員中野四郎君は、去る十月二
十一日死去された。

一、新潟県第二区選出議員松沢俊昭君は、去る十
日死去された。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十月十九日、議長において、次のとおり
常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名し
た。

社会労働委員

辞任 補欠 中野 四郎君 田澤 吉郎君

環境委員 辞任 補欠 田澤 吉郎君 中野 四郎君

通信委員 辞任 補欠 江藤 隆美君 田村 元君

環境委員 辞任 補欠 田村 元君 江藤 隆美君

内閣委員 辞任 補欠 山本 幸雄君 綿貫 民輔君

大蔵委員 辞任 補欠 綿貫 民輔君 山本 幸雄君

一、去る十月二十四日、議長において、次のとお
り常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名し
た。

一、去る十月二十八日、議長において、次のとお
り常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名し
た。

内閣委員

辞任

補欠

池田 行彦君

相沢 英之君

鍵田忠三郎君

武藤 嘉文君

菊池福治郎君

河野 洋平君

月原 茂皓君

伊藤宗一郎君

日笠 勝之君

正木 良明君

相沢 英之君

池田 行彦君

伊藤宗一郎君

月原 茂皓君

河野 洋平君

菊池福治郎君

武藤 嘉文君

鍵田忠三郎君

法務委員

辞任

補欠

熊川 次男君

小此木彦三郎君

小澤 克介君

堀 昌雄君

小此木彦三郎君

熊川 次男君

堀 昌雄君

小澤 克介君

科学技術委員

辞任

補欠

山原健二郎君

不破 哲三君

予算委員

辞任

補欠

相沢 英之君

金子原二郎君

伊藤宗一郎君

松田 九郎君

河野 洋平君

伊藤 公介君

武藤 嘉文君

熊川 次男君

近江已記夫君

中川 嘉美君

正木 良明君

市川 雄一君

通信委員

辞任

補欠

中井 治君

小平 忠君

小平 忠君

中井 治君

予算委員

辞任

補欠

河野 洋平君

伊藤 公介君

小平 忠君

米沢 隆君

岡崎万寿秀君

正森 成二君

宇野 宗佑君

林 大幹君

小此木彦三郎君

鈴木 宗男君

小沢 惠三君

松田 九郎君

武藤 嘉文君

山岡 謙蔵君

正森 成二君

東中 光雄君

伊藤 公介君

河野 洋平君

鈴木 宗男君

小此木彦三郎君

林 大幹君

宇野 宗佑君

松田 九郎君

小沢 惠三君

山岡 謙蔵君

武藤 嘉文君

米沢 隆君

小平 忠君

内閣委員

辞任

補欠

仲村 正治君

海部 俊樹君

小此木彦三郎君

石川 要三君

海部 俊樹君

仲村 正治君

河野 洋平君

鍵田忠三郎君

小此木彦三郎君

鈴木 宗男君

海部 俊樹君

笹山 登生君

河野 洋平君

伊藤 公介君

東中 光雄君

正森 成二君

伊藤 公介君

河野 洋平君

笹山 登生君

海部 俊樹君

鈴木 宗男君

小此木彦三郎君

正木 良明君

日笠 勝之君

小杉 隆君

河野 洋平君

河野 洋平君

小杉 隆君

竹村 泰子君

堀 昌雄君

堀 昌雄君

竹村 泰子君

竹村 泰子君

堀 昌雄君

竹村 泰子君

堀 昌雄君

竹村 泰子君

堀 昌雄君

竹村 泰子君

堀 昌雄君

竹村 泰子君

堀 昌雄君

竹村 泰子君

堀 昌雄君

竹村 泰子君

堀 昌雄君

竹村 泰子君

堀 昌雄君

竹村 泰子君

堀 昌雄君

竹村 泰子君

堀 昌雄君

昭和六十年十一月十二日 衆議院會議録第四号 朗読を省略した議長の報告

科学技術委員

辞任

関 晴正君
不敏 哲三君
上田 哲君

補欠

上田 哲君
山原健二郎君
関 晴正君

予算委員

辞任

大村 襄治君
河野 洋平君
上田 哲君
堀 昌雄君
小杉 隆君
鈴木 宗男君
関 晴正君
竹村 泰子君
市川 雄一君
正森 成二君

補欠

鈴木 宗男君
小杉 隆君
関 晴正君
竹村 泰子君
河野 洋平君
大村 襄治君
上田 哲君
堀 昌雄君
正木 良明君
不敏 哲三君

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

小杉 隆君
社会労働委員

補欠

綿貫 民輔君
綿貫 民輔君

辞任

綿貫 民輔君
小杉 隆君

補欠

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

東 力君
綿貫 民輔君

補欠

綿貫 民輔君

内閣委員

辞任

新村 勝雄君
上野 建一君
地方行政委員

補欠

上野 建一君
新村 勝雄君

辞任

江崎 真澄君
二階 俊博君
大蔵委員

補欠

二階 俊博君
江崎 真澄君

辞任

山中 貞則君
石田幸四郎君
長野 祐也君
草川 昭三君

補欠

長野 祐也君
草川 昭三君
山中 貞則君
石田幸四郎君

運輸委員

辞任

関谷 勝嗣君
田中 直紀君
林 大幹君
堀内 光雄君
越中 義彦君
江崎 真澄君
東 力君

補欠

江崎 真澄君
山中 貞則君
東 力君
村岡 兼造君
坂井 弘一君
関谷 勝嗣君
林 大幹君

建設委員

辞任

村岡 兼造君
山中 貞則君
坂井 弘一君

補欠

堀内 光雄君
田中 直紀君
越中 義彦君

建設委員

辞任

國場 幸昌君
東 力君
村岡 兼造君
上野 建一君
前川 日君
坂井 弘一君
大島 理森君
中川 昭一君
仲村 正治君
新村 勝雄君
辻 一彦君
越中 義彦君
坂井 弘一君

補欠

仲村 正治君
大島 理森君
中川 昭一君
新村 勝雄君
辻 一彦君
越中 義彦君
坂井 弘一君

科学技術委員

辞任

辻 一彦君
前川 日君
環境委員

補欠

前川 日君
辻 一彦君

辞任

草川 昭三君
石田幸四郎君

補欠

石田幸四郎君
草川 昭三君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

松沢 俊昭君
山口 鶴男君

補欠

山口 鶴男君

懲罰委員

辞任

山口 鶴男君
松沢 俊昭君

補欠

松沢 俊昭君

(常任委員死去)

一、去る十月二十一日、環境委員中野四郎君は死去された。

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十月三十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任

足立 篤郎君
塩崎 潤君

補欠

塩崎 潤君

(議案提出)

一、去る十月二十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案

一、去る十月二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一般電気事業者及び一般ガス事業者の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案

一、去る十月二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

一、去る十月二十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号) 商工委員会 付託

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号) 建設委員会 付託

(調査要求承認)

一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十月二十八日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

予算の実施状況に関する事項

二、調査の目的

予算の実施の適正を期するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和六十年十月二十八日

予算委員長 天野 光晴

衆議院議長 坂田 道太殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る八日いづれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、地方自治に関する事項

二、地方財政に関する事項

三、警察に関する事項

四、消防に関する事項

二、調査の目的

地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

衆議院議長 坂田 道太殿

昭和六十年十一月八日

地方行政委員長 高島 修

衆議院議長 坂田 道太殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国際情勢に関する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和六十年十一月八日

外務委員長 愛野興一郎

衆議院議長 坂田 道太殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、国の会計に関する事項

二、税制に関する事項

三、関税に関する事項

四、金融に関する事項

五、証券取引に関する事項

六、外国為替に関する事項

七、国有財産に関する事項

八、専売事業に関する事項

九、印刷事業に関する事項

十、造幣事業に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和六十年十一月八日

大蔵委員長 越智 伊平

衆議院議長 坂田 道太殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、建設行政の基本施策に関する事項

二、都市計画に関する事項

三、河川に関する事項

四、道路に関する事項

五、住宅に関する事項

六、建築に関する事項

七、国土行政の基本施策に関する事項

昭和六十年十一月十二日 衆議院會議録第四号 朗読を省略した議長の報告

八六

二、調査の目的

建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和六十年十一月八日

建設委員長 保岡 興治

衆議院議長 坂田 道太殿

(質問書提出)

一、去る十月二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

原子力平和利用三原則中の「公開の原則」に関する質問主意書(松浦利尚君提出)

一、去る十月二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米空母艦載機夜間離着陸訓練基地建設構想に関する質問主意書(岡崎万寿君提出)

一、去る十月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

埼玉県の芝川の改修と見沼緑地保存に関する質問主意書(沢田広君提出)

一、去る十月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

都市化にある土地改良区の管理する水路を都市河川一級に格上げすることに関する質問主意書(沢田広君提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

血液製剤による血友病患者へのエイズ感染の現状と安全確保に関する質問主意書(浦井洋君提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

自動車損害賠償責任保険に関する質問主意書(草川昭三君提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

パラコート除草剤の保管管理等に関する質問主意書(日笠勝之君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る一日、内閣から、衆議院議員松浦利尚君提出原子力平和利用三原則中の「公開の原則」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十一月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る一日、内閣から、衆議院議員岡崎万寿君提出米空母艦載機夜間離着陸訓練基地建設構想に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十一月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る一日、内閣から、衆議院議員沢田広君提出埼玉県の芝川の改修と見沼緑地保存に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十一月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る一日、内閣から、衆議院議員浦井洋君提出血液製剤による血友病患者へのエイズ感染の現状と安全確保に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十一月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る一日、内閣から、衆議院議員草川昭三君提出自動車損害賠償責任保険に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十一月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十一月九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る五日、内閣から、衆議院議員沢田広君提出埼玉県の芝川の改修と見沼緑地保存に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十一月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る八日、内閣から、衆議院議員坂田道太殿提出都市化にある土地改良区の管理する水路を都市河川一級に格上げすることに関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十一月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る八日、内閣から、衆議院議員岡崎万寿君提出米空母艦載機夜間離着陸訓練基地建設構想に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十一月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る八日、内閣から、衆議院議員浦井洋君提出血液製剤による血友病患者へのエイズ感染の現状と安全確保に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十一月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る八日、内閣から、衆議院議員草川昭三君提出自動車損害賠償責任保険に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十一月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る八日、内閣から、衆議院議員松浦利尚君提出原子力平和利用三原則中の「公開の原則」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十一月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る八日、内閣から、衆議院議員坂田道太殿提出都市化にある土地改良区の管理する水路を都市河川一級に格上げすることに関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十一月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る八日、内閣から、衆議院議員岡崎万寿君提出米空母艦載機夜間離着陸訓練基地建設構想に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十一月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る八日、内閣から、衆議院議員浦井洋君提出血液製剤による血友病患者へのエイズ感染の現状と安全確保に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十一月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る八日、内閣から、衆議院議員草川昭三君提出自動車損害賠償責任保険に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十一月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る八日、内閣から、衆議院議員松浦利尚君提出原子力平和利用三原則中の「公開の原則」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十一月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る八日、内閣から、衆議院議員坂田道太殿提出都市化にある土地改良区の管理する水路を都市河川一級に格上げすることに関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十一月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る八日、内閣から、衆議院議員岡崎万寿君提出米空母艦載機夜間離着陸訓練基地建設構想に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十年十一月二十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

昭和六十年十月二十四日

提出者 岡崎万寿君

衆議院議長 坂田 道太殿

米空母艦載機夜間離着陸訓練基地建設構想に関する質問主意書

私は昨年七月十二日の米空母艦載機夜間離着陸訓練(NLP)基地化問題に関する質問主意書で、NLPに伴う米軍要員の駐留の可能性や基地の規模、あるいは米軍への基地の提供形態などをただした。それに対して政府は、「いまだ結論を得ていないので具体的構想を述べることはできない。」と事実上の答弁拒否を行つた。しかし、厚木基地の代替というからには詳細は別として政府に構想がないはずはない。

現に、一九八三年(昭和五十八年)、三宅村議会の当時の三宅島空港建設促進特別委員会が、議会が住民になんの説明もせず採択したNLP基地誘致意見書をたずさへ、首相や防衛庁長官など関係大臣に提出したさい、当時の塩田防衛施設庁長官は構想の基本について説明を行つてゐる。

一九八三年十二月二十八日付の村議会に対する「三宅島新空港建設促進特別委員会」の報告書によれば、塩田長官は、

「訓練を夜間行い、時間については厚木の場合、午後六時から午後十時くらいまで訓練しておる。訓練時間は冬と夏では違いがある。」

「三宅島の場合は多少多くなる。」

「米軍兵士の滞在に伴う住民とのトラブルはな

と思う。」

「空港管理については米軍が行う可能性がある。」

「(飛行場の規模は)幅員は三百米から四百米くらい。延長は一千八百米から二千米です。」と公式に説明している。

政府はNLP基地建設地として三宅島に的をし、さまたぎな圧力や働きかけを行いつつ、具体的な構想を示そうとはしない。事実を隠し、それが明らかになつたときには既に遅し、といった状況をつくりだすようなことがあつては断じてならない。しかも、当時の誘致派議員等には説明しながら国会では質問にも答えないという政府の態度は許されない。

以下、NLP基地化問題が重大な局面を迎えているので、その構想について、改めて具体的に質問する。

一 一九八三年十二月二十三日、当時の「三宅島新空港建設促進特別委員会」のメンバーが意見書を提出したさい、塩田防衛施設庁長官は前書で引用したような説明をしたのかどうか、事実の有無を明らかにされたい。

二 訓練時間について

1 塩田防衛施設庁長官が説明したように、三宅島の場合、厚木に比べて訓練時間が多くなる可能性があるのか。

2 それは現在の二機編隊での訓練が四機編隊、あるいは六機編隊での訓練になる可能性

もあるということか。

三 米軍要員の駐留について

1 塩田長官は、「米軍兵士の滞在(居住)を前提にした説明を行っているが、米軍機の夜間訓練に伴う米軍要員が、訓練期間中は駐留するのではないか。」

2 その場合、指揮、訓練評価、機体整備、基地整備、補給、事故対策などのための米軍要員が考えられるが、どのような目的をもった要員が配置されると考えるか。また、その要員数はどの程度が考えられるか。

3 米空母艦載機の夜間離着陸訓練は米軍規程に基づいて行われると思うが、そのさいの基地の運用の在り方や態勢、すなわち人員の配置や訓練の評価、基地の整備、補給、事故対策などについてはどのように規定されているか説明されたい。

四 空港管理は米軍が行う可能性があるのではないか。また、訓練期間中の空港管理はどういう形態が考えられるか。

五 飛行場の規模について

1 塩田防衛施設庁長官は飛行場の規模を、幅員三百米から四百米、長さ一千八百米から二千米と説明しているが、このとおりか。

2 昨年四月の「PHP WORLD REPORT」誌上で米国防総省を取材した日高義樹NHK特派員が、当面アメリカは「二千メートル程度の滑走路をつくれれば十分」だが、

「国防総省の考えによれば、三宅島に夜間離着陸訓練用の飛行場をつくれば、それを充実にさせることによってシーレーン確保のための重大な拠点がでることになる。」と述べている。「当面二千メートル」の構想が、将来は「充実に」される可能性は絶対ないといえるか。右質問する。

内閣衆質一〇三第二号

昭和六十年十一月八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員岡崎万寿君提出米空母艦載機夜間離着陸訓練基地建設構想に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡崎万寿君提出米空母艦載機夜間離着陸訓練基地建設構想に関する質問に対する答弁書

一について

昭和五十八年十二月二十三日三宅村議会議長ほか同行の議員に対し、当時の塩田防衛施設庁長官が艦載機着陸訓練場の概要について説明をした事実はある。

二から五までについて

(1) 艦載機の着陸訓練は、通常、米空母が横須賀海軍施設に入港している間に行われるものであつて、米空母の行動等と関連しており、仮に、三宅島に艦載機着陸訓練場を設置した場合の年間の訓練時間や編隊構成機数について、現時点で述べることは困難である。

(2) 政府としては、仮に、三宅島に艦載機着陸訓練場を設置した場合には、訓練は、厚木海軍飛行場から出向いて行い、訓練が終わればまた、厚木海軍飛行場に帰ると承知している。その間、管理等のためには、若干の陸上要員を必要とすることがあるとしても、部隊、航空機の常駐はないものと承知している。

また、訓練のための滑走路については、長さ二千メートル・幅四十五メートル程度が必要であると承知している。

なお、飛行場の管理については、関係機関で協議することとしている。

(3) 政府としては、米軍の規程についてお答えする立場にない。

右答弁する。

住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和六十年十月二十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

昭和六十年十一月十二日 衆議院会議録第四号

朗読を省略した議長報告 住宅金融公庫法及び北海道防衛住宅建設等促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等

促進法の一部を改正する法律

(住宅金融公庫法の一部改正)

第一条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「附則第八項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十二項中「附則第八項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十四項とし、附則第十項中「附則第八項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第九項を附則第十二項とし、附則第八項を附則第十一項とし、附則第七項の次に次の三項を加える。

8 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)の施行の日から昭和六十二年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金(第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金のうち自ら居住するため住宅を必要とする者で第二十二条の三第一項に規定する者以外のもの)に対する貸付金に限る。)の一戸当たりの金額の限度に係る第二十条第一項の規定の適用については、同項の表中「八割五分に相当する金額」とあるのは「八割五分に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、「八割に相当する金額」とあるのは「八割に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」とする。

9 前項の規定により読み替えて適用される第二十条第一項の表限度の欄に規定する政令で定める金額に係る貸付金の利率については、第二十一条第一項の表一の項及び二の項利率の欄の規定は適用せず、その利率は、政令で定める。

額に政令で定める金額を加算した金額」とする。

9 前項の規定により読み替えて適用される第二十条第一項の表限度の欄に規定する政令で定める金額に係る貸付金の利率については、第二十一条第一項の表一の項及び二の項利率の欄の規定は適用せず、その利率は、政令で定める。

10 第二十一条第六項の規定は、前項の規定により政令で利率を定め、又は変更する場合について、準用する。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

第二条 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項及び第五項を次のように改める。

4 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)の施行の日から昭和六十二年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金(第八条第二項の表一の項及び二の項区分の欄に規定する貸付金のうち自ら居住するため住宅を必要とする者で同条第四項に規定する者以外のもの)に対する貸付金に限る。)の一戸当たりの金額の限度に係る同条第二項の表限度の欄の規定の適用については、同欄中「八十五パーセントに

相当する金額」とあるのは「八十五パーセントに相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、「八十パーセントに相当する金額」とあるのは「八十パーセントに相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」とする。

5 前項の規定により読み替えて適用される第八条第二項の表一の項及び二の項限度の欄に規定する政令で定める金額に係る貸付金の利率については、同項の表一の項及び二の項利率の欄の規定は適用せず、その利率は、政令で定める。

6 公庫法第二十一条第六項の規定は、前項の規定により政令で利率を定め、又は変更する場合について、準用する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

内需の拡大のための緊急かつ時限的措置として、自ら居住するため住宅を必要とする者に対して、割増貸付けを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、内需の拡大のための緊急かつ時限的措置として、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法について所要の改正を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

この法律の施行の日から昭和六十一年度末までの期間に限り、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し、通常の住宅資金の貸付けに加えて政令で定める金額の割増貸付けを行うものとし、割増貸付けの利率は、政令で定めるものとする。

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

相当する金額」とあるのは「八十五パーセントに相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、「八十パーセントに相当する金額」とあるのは「八十パーセントに相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」とする。

5 前項の規定により読み替えて適用される第八条第二項の表一の項及び二の項限度の欄に規定する政令で定める金額に係る貸付金の利率については、同項の表一の項及び二の項利率の欄の規定は適用せず、その利率は、政令で定める。

6 公庫法第二十一条第六項の規定は、前項の規定により政令で利率を定め、又は変更する場合について、準用する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

内需の拡大のための緊急かつ時限的措置として、自ら居住するため住宅を必要とする者に対して、割増貸付けを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、内需の拡大のための緊急かつ時限的措置として、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法について所要の改正を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

この法律の施行の日から昭和六十一年度末までの期間に限り、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し、通常の住宅資金の貸付けに加えて政令で定める金額の割増貸付けを行うものとし、割増貸付けの利率は、政令で定めるものとする。

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、国民の良質な住宅の取得の促進と良好な居住環境の確保を図るとともに、内需の拡大のための緊急かつ時限的措置として受当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十年十一月八日

建設委員長 保岡 興治

衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

住宅金融公庫法及び北海道防蹇住宅建設等

促進法の一部を改正する法律案に対する附

帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 宅地供給の円滑化を図るため、地方公共団体の自主性に基づく適切な線引きの見直しを促進するとともに交通網の整備等に配慮すること。

二 公共・民間賃貸住宅の建設促進に努めるとともに大幅な住宅減税の実施を図ること。

三 住宅金融公庫財政の健全化と公庫貸付金の根幹的金利の維持及び貸付条件の充実を図るため、同公庫に対する利子補給等の財政援助に特段の配慮をすること。
右決議する。

衆議院会議録第二号中正誤

べ 段 行 誤

元 四 七 稚 名

三 四 八 頂 載

毛 四 九 御 苦 勞

正

稚 名

頂 載

御 苦 勞

昭和六十年十一月十二日 衆議院會議録第四号

九〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局 〒105
電話 東京 五三 四三(大代)

一定価一部
一〇円部